

平成23年12月14日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	高 木 一 幸 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建設課長補佐	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	藤 塚 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（広瀬文典君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、8番 木村千秋君、11番 丹羽豊次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

議長（広瀬文典君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 12月議会のトップバッターということで、少し前置きをさせていただき、発言に入らせていただきたいと思います。

ことし平成23年も残り半月余りとなり、ことしを振り返りますと、3・11東日本大震災の記憶が鮮明によみがえってきます。マグニチュード9という大地震が東北地方の沿岸部を津波とともに襲い、人類の想像を絶する被害をもたらしました。死者1万5,841人、行方不明者3,485人、避難・転居者33万2,691人、現在この数字になっております。亡くなられた方々に、謹んで哀悼の意をあらわしますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さらに、津波による福島原発の放射能漏れ事故は、原子力発電の安全性に疑問を投げかけました。歴史は、この震災が自然災害に対する大きな転換点となる教訓を与えてくれたと信じております。ことしは、豪雨による災害も紀伊半島や県内で発生し、災害の相次いだ年となりました。

ことしをあらわした漢字に「絆」が選ばれました。垂井町においても、統一地方選挙が行われ、垂井町議会議員もさま変わりをいたしました。今、まさにきずなを大切にしたい政策が望まれているところであります。私も、議会人としてのイニシアチブを発揮し、町長と対峙しながら町政発展のために頑張る所存であります。今後とも、負託にこたえるべく議会となるよう、議会改革の道筋をつけていきたいと思っております。

ここからは、通告に従いまして、質問の方をさせていただきます。

私の方からは2点、まず最初に、人権フォーラムについて質問をいたします。

人権週間に合わせて、12月3日に垂井町文化会館で開催された「人権フォーラム 育てよう思いやりの心」に参加をいたしました。人権に関する作文、ポスターに応募された小・中学生の中から、優秀な作品をかけた児童・生徒さんが表彰を受けられました。

来賓の方々のごあいさつも終わり、講演へと移り、講師をされた小林先生は、現在、大垣特

別支援学校の教頭先生を務めておられます。「輝く子ども達 大垣特別支援学校の現場から」と題して講演がなされました。講演終了後に、大垣特別支援学校の鼓笛部の生徒さんによる演奏が披露され、本当に心温まるすばらしい演奏でありました。

その後、表彰を受けられた児童・生徒さんによる作文発表と、東小学校の白井先生のコーディネートによる、それぞれの作文に込められた子供たちの思いを聞くことができました。内容はもちろん、その堂々とした立ち振る舞いは、見る者に感動を与えてくれたすばらしい大会であったと思います。

しかし振り返れば、このすばらしいフォーラムが大成功に終わったとは思えない大変残念に思うことがあります。開会間近い時間帯に、車いすを利用された方が入ってこられました。多くの場合、会場から入った前列最後部の座席は取り外されています。しかし、今回は外されないうまま、その方は外されているはずの座席横の通路で鑑賞をされていました。どうして、外しておかれなかったのでしょうか。

もう1点、今回の講演の内容は、支援を必要とする児童・生徒さんに関するものであり、また表彰された児童の作文の中にも、障がいを持った人とのかかわりなどの内容がありました。にもかかわらず、手話や要約筆記なども用意されておりませんでした。どうして準備をされなかったのでしょうか、大変疑問に思っております。

「育てよう思いやりの心」のサブタイトルにふさわしい内容の大会運営でなければいけません。このフォーラムを通して、町民の皆さんに広く人権に対する関心を持っていただくためのメッセージを発信する場であります。会場設営や運営には、細心の注意や配慮が必要だと思います。せっかくのフォーラムが、そのメッセージを伝え切れないものになってしまっただけは何もなりません。この2点についての回答と、人権に対する認識をどのように考えておられるのか、次世代を育成する立場の渡辺教育長の所見を伺います。

大きな2点目です。

行財政改革についてお尋ねをいたします。

国においても、復興財源としての増税、社会保障と税の一体改革における消費税の引き上げなど、国民への負担を強いる政策が次々に議論されています。無責任な大臣や官僚の発言には、国民はうんざりするばかりです。

地方においても、大阪に代表されるように、改革を求める声が大きくなっています。地方から変えていくと訴えた大阪市長から、公務員天国などという過激な発言もあり、このことは垂井町でも他人ごととは思えない気がいたします。

まず、垂井町ではできるところから始めていく、単純に職員が生き生きと仕事に取り組むこと、自分の仕事の効率化を考えること、このようにお金のかからないやり方で、意識改革に取り組む必要があります。そこから無駄を減らし、違うやり方によって生まれた余裕が新しい発想を生み、費用対効果を考えた仕事につながっていくものと思っております。

改革には、反対勢力が立ちほだかり、大きなエネルギーが必要となります。しかし、発想の

転換による改革には、それほど大きな代償を伴わずにできることと思います。有能な職員に最大限の力を発揮してもらうための意識改革をまず行ってほしいと願っております。

その後、前回に行った行財政改革の反省を踏まえ、新たな改革に取り組む考えがあるのかわかりかね、取り組むのであれば、その計画はいつ策定するのか、改革期間は区切って行うのか、どのような改革内容なのか、中川町長にお尋ねをいたします。

議長（広瀬文典君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） おはようございます。

5番議員の御質問、人権に対する認識について、回答いたします。

12月3日に行わせていただきました人権フォーラムでは、多くの町民の方々が御参加いただいた中で、大垣特別支援学校の小林教頭先生の御講話、それから生徒の演奏、そして町内小・中学生による意見発表を行うことができました。私は、改めて日々の生活の中で、本当に他者の人権を尊重した行動をしているのかどうか、また相手を思いやることを心がけて進めているのか、改めて考え、それから振り返ることができました。議員御指摘の座席の確保等の運営について、御指摘いただいた点を含めて、今後十分心を配って運営をしていきたいと思っております。

私の方から、二つ目の人権についての認識について回答させていただきますが、人権とは人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことができない権利ととらえております。

垂井町は、人権施策推進指針を平成22年3月に策定し、推進を図っております。そして、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、学校、地域、家庭、その他さまざまな場を通じて、人権教育及び人権啓発を行っております。

例えば、保育園、幼稚園、小・中学校で動植物を育てる活動、中学生の保育体験等でかけがえのない命を見詰める活動、町内全域で推進をしておりますお互いの存在を確かめ合えるあいさつ活動、各小・中学校の授業の中で育てている不合理なことや、差別事象を見抜くことができる力、自己の心の中にある偏見や差別的なものの見方を改めようとする力、生活の中で人と人のかかわりにおいて、差別事象に正しく行動することができる力を育てていることや、中学生が月に二、三回登校時にごみを拾ってくるボランティア活動、自然体験、職業体験等さまざまな体験活動、園児、児童・生徒同士や保護者、地域の方から子供たちの持っているよさや相手を思いやる行為を見たときに文字や言葉で伝える活動、園児・児童・生徒と高齢者と一緒になってつくる防災マップづくりなど、また町の広報や広報車による啓発活動、人権教育・社会教育指導員によるPTAや、企業等で行われる各種会議での講話やビデオ等による啓発活動などを行っております。

町民の皆様のお力で、例えばですが、各小・中学校におけるいじめの件数も随分減少してま

いりました。ありがとうございます。しかし、私たちの周りにも、例えば女性の人権、子供の人権、虐待、高齢者を大切にすることを育てること、また部落差別をなくすることや、それからHIV感染、ハンセン病患者の方への偏見をなくすこと等、さまざまな人権に関する啓発・協調をする事項はございます。議員御指摘の点を踏まえて、立場・文化の違う人たちとも協調し、他を思いやる心など、豊かな心の育成を図って、心の触れ合う豊かな人権のまち垂井町、相手を思いやる行為にあふれたまち垂井町をさらに推進していきたいと思っております。御協力、御支援をお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 生涯学習課長 多賀清隆君。

〔生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 5番議員の御質問の人権フォーラムに対する取り組みについて、お答えをいたします。

人権フォーラムは、毎年12月10日を最終日とする人権週間に合わせて、12月第1土曜日に人権教育啓発活動の一環として、小・中学生による人権フォーラムを中心に、人権作文、ポスター、標語等、優秀者の表彰と人権にかかわる講演会を開催しております。

御指摘のありました、ことし12月3日に開催しました人権フォーラムにおいて、車いすを利用された方については、担当が前席最後部のスペースに御案内をいたしました。このスペースにつきましては、車いす1台分のスペースがありますので、このスペースに御案内をしたものでございます。

今後につきましては、御指摘の車いすのスペースについては、座席を外す対応をしておくべきであると考えております。また、手話通訳、要約筆記についての御指摘がございましたが、当面、手話通訳につきましては、導入の方向で検討をしてみたいと思っております。よろしく御理解を賜りますよう、お願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 5番議員の第2点目の行財政改革について、お答えをしたいと思います。

行財政改革につきましては、積極的な行財政改革の推進を進めていくことが必要であることから、国におきましては、平成17年3月29日に、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、いわゆる新地方行革指針と言われておるものでございますが、総務省から示され、各地方公共団体に対して、具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成17年度からおおむね平成21年度を改革の期間とした集中改革プランを策定、公表するなど、各般の行政改革に積極的に取り組みがなされたところでございます。

垂井町では、昭和60年から、第1次行政改革大綱、平成7年に第2次大綱、また平成12年には第3次を、さらに先ほど申し上げました国の新地方行革指針を受けまして、平成18年には第4次の大綱及び集中改革プランを策定いたしましたところでございます。目標を平成21年度とし、

また職員の定員適正化計画につきましては、平成22年度を目標に掲げ、効率的な行財政システムの構築を目指し、人材の育成や公平の確保と、あるいは透明性の向上など各般にわたり行政改革に取り組んでまいったところでございます。

国の新地方行革指針策定後、平成18年6月に行政改革推進法が、また同年7月には公共サービス改革法が成立、施行され、行政改革のさらなる推進のための新たな手法が制度化されたところでございます。

垂井町の行革推進中になりますけれども、平成18年8月には、行政改革のさらなる推進のための指針、いわゆる地方行革新指針と言われておるものでございますが、総務省から示されたところでございます。内容につきましては、総人件費改革、加えて公共サービス改革等のより一層の推進要請でございました。

人件費改革での取り組みにつきましては、第2次になりますけれども、現在所管課では、引き続き職員数の一層の純減を図るべく、今年度から平成27年度を目途に、定員適正化計画を策定いたしておるところでございます。また、公共サービス改革では、公共サービスとして行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては廃止、あるいは民営化、民間委託等の措置を講じよとされておるところでございます。

この点につきましては、平成19年度から試行的に推進してまいりました行政評価制度の取り組みでございますが、行政組織の運営全般につきまして、計画策定、俗にプランと言われておるものでございますが、実施、Do、検証、Check、見直し、Actionのサイクルに基づきまして、事務事業の検証を行いまして、今年度から本格的にスタートし、近日中に、まちづくりセンター情報公開コーナーにて、住民の皆様、行政評価の内容につきまして開示をしてみたいと、そのように考えておるところでございます。

以上、申し上げましたように、新たな改革の取り組みにつきましては、既に取り組んでおるといったようなことで御理解を賜りたいと、そのように考えております。

次に、計画時期、あるいは期間、改革内容等をお尋ねでございますが、実は、集中改革プランの切れる平成22年度以降におきまして、国のさらなる目標指針が今後打ち出されるといった動向を注視しておりましたが、平成19年4月には地方分権改革推進法、3年間の時限法でございましたが、施行されまして、国及び地方公共団体の分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、地方公共団体がみずからの判断と責任において、行政運営を促進することが示されました。

総務省の地方財政白書でも、行財政改革への取り組みでは、地方分権型社会を確立するために、平成22年度以降も引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられると、そのような提言がなされたところでもございます。

そうした背景も踏まえまして、来年度は総合計画の見直しの年でもあること、加えてまたその構想との整合性を図る必要があることから、その後におきまして、大綱は内部でも十分調整を図り検討していきたいと、そのように考えておるところでございます。

加えて、もう一つの理由には、行政評価制度の導入の背景にも大きな理由があるわけでありまして、そもそも行政評価はなぜ導入が必要かといったこととございます。事務事業の整理、効率化、それから住民へのアカウンタビリティ、いわゆる俗に説明責任と言われておりますが、説明責任の確立、それから議員もおっしゃって見えましたが、職員の意識改革、それから民間経営の視点に基づく行政運営の確立、その4点を目的として本制度を導入いたすものでございます。

垂井町では、先ほども申しましたが、現在実施しております事務事業を分析し、改善、改革を図ることで、より一層質の高い効率的な行政運営を行うために導入するものであり、今後、評価結果の公表により、住民への説明責任を果たす一つ的手段として活用していくことや、また予算査定の際の参考資料等として活用することも予定しております。何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

ところで、近年では、まちづくり基本条例の施行によりますまちづくり協議会のあり方や、また幼保一元化等の推進など、限られた人員による効率的な行政運営を図る必要があることから、より一層住民と協働したまちづくりも一方では求められております。単に、行政の負担を軽くするだけではなく、行政が住民に業務をゆだねていくということではございません。安心、快適に暮らせる地域の社会を創造するために、住民も公共サービスの受け手としてだけではなく、その過程に積極的にかかわるような新しい住民自治システムの構築が必要となっており、住民と議員各位、あるいは行政がお互いに補完し、協力し合う行財政改革による行政運営を踏まえつつ、次のステージであります分権、協働のまちづくりを推進していくことも大変重要ではないかと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 今の御答弁、非常にわかりやすいのか、わかりにくいのか、難しい用語をたくさんお使いいただいて説明していただきました。

特に、行財政改革についてお尋ねをしたいと思います。

やはり、平成22年以降、はっきりとした形の見えないところで行われている行政評価という、どうしても内部的なシステムの中のチェック、もしくは評価になってこようというふうに思っております。そうではなく、やはり町民に開かれた中での行財政改革というものがやはり必要ではないかというふうに思っております。

平成18年から行われたような、わかりやすく、また議員にもしっかりとした説明のできる行財政改革を行っていただくべく御提案を申し上げましたところでありますので、その点について、来年の総合計画との整合性を考えながらやられるということですので、いつからいつぐらいの時期までにその行財政改革が行われるのか、明確な御答弁を町長の方からお願いをしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 5番議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

行革の大綱をいつからつくってスタートさせるのかという、より具体的なお話でございますが、今担当が申しましたように、来年がちょうど5次総の中間年に当たるといことで見直しをします。25年度から、その見直しがスタートしていくという形になります。その中で、行革の大綱というものをつくっていきたいというふうに思っております。

ですから、行革の大綱が、25年度に論議をする中で、26年度から実施するというような形になるかというふうに思っておりますが、現状、今ほかにもいろいろな案件を抱えておりました、そこら辺はあわせて進めていくという形でございます。

ただ、じゃあ行革は全くやっていないのかというと、今もお話をしたように、それなりに対策をとって進めております。行政評価も、近々そのシート等も公開できるような運びになっておりますし、まさに意識改革という部分では、これは大綱があるなしにかかわらず進めていかなければならない課題であるということは十分に認識しております。

また、議員がおっしゃいました発想の転換による改革には痛みが伴わないというような発言がございましたけれども、発想の転換そのものがやはり改革だと思えます。改革に痛みが伴うのか伴わないのかという論議はあろうかと思いますが、やはり改革というのは大きく変わることですので、そのことにおいて、そこに発想の転換というのは絶えず必要な状況であるというふうに思えます。

いろんな意識改革、これは行政サイドだけではなくて、やはり住民の方にも求めていかなければならない部分があると思えます。今まで、ややもすれば、まちづくりのときによくお話をしましたけれども、要望すれば何でもいずれはできていくんだというような状況から、じゃあそこで自分たちが何ができるんだと考えること、これがまさに発想の転換になっていく部分だと思えます。こういったことを、今まちづくり基本条例も動き始めておる中で、あわせて一緒に取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、よろしく……。

〔「内容」と呼ぶ者あり〕

行革の内容ということですか。

議長（広瀬文典君） 5番議員、再質問があれば、また後でお願いします。

町長（中川満也君） 行革の内容につきましては、当然に今までのことも踏まえて、より透明性のある行政を進めていく、あるいは私は効率性ばかりではないと思えますが、本当に垂井町の発展のために何をしていかなければいけないのか、補助等もどんどん今扶助費がふえているような状況の中で、そういったものを適正に見直していくということも一つには必要になってくるのではないかなということも思っております。

だから、その部分で、当然、痛みというものが伴うかもわかりませんが、そういったことも踏まえて、やはり究極的にはより効率性のある行政、そして透明性のある行政というものを目指していくための行財政改革であるというふうに認識しておりますので、よろしくお願いた

します。

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告によりまして一般質問を行います。

私は、5次総合計画、また総合窓口等々でございます。

5次総合計画のまちづくり事業でございますが、優しさと活気あふれる快適環境都市垂井町をキャッチフレーズにスタートいたしまして、はや4年が過ぎようかと思っております。

また、町長も、2期8年何事もなく過ぎ去ったように、町民の皆様には安心・安全のまちづくりを唱えられておられるわけでございます。この8年間、目立った事業は、町長、何でしょうか。私は、教育施設の耐震化事業ぐらいかと思い、いかにも閉塞感を感じる町政だと思っております。

来年度、3期2年目を迎えられるわけでございますが、先ほど申しましたように、活気あふれるまちづくりを望むものでございます。前にも一部質問したこともございますが、これらについてお尋ねしていきたいと思っております。

今、御所野交差点等々につきましては、24年を目途に工事が行われておるわけでございますが、次の交差点改良と申しますか、また4車線改良工事等々に対する事業の要望等々を、岐阜国道事務所等々に要望されておるのか、これらについてお尋ねいたします。

また、このまちづくりにはぜひとも必要である区画整理事業でございます。宮代の永長地内、また堤、一本杉、これらの一帯40ヘクタールほどあろうかと思いますが、市街化区域、また調整区域等もあるわけでございます。これらを区画整理事業をいたしまして、垂井町の今後のまちづくり、これらにつきましては立地条件もよく、垂井駅を初め国道21号線、また県道垂井養老線等々も接しておる一番よいところでございます。そのようなところの区画整理事業の推進等をお願いしたいと、このように思っております。

次に、農業の振興である栗原地区でございますが、圃場整備等々前から話は出ておりますが、なかなか話がまとまってきていないとも聞いております。これらにつきましても、農業生産基盤の整備、また農地の集約化、優良農地等々の確保をしつつ、ぜひとも圃場の整備を進めていただきたい。これらの2点につきましては、やはり地元だけに頼っておってはいけないと思っております。行政がしっかり手助け、推進に当たっていただきたいと、このように思っております。

また、次でございますが、中山道の整備でございます。昨年、観光協会長が民間から誕生されたわけでございます。これらにつきましても、垂井の泉を初め、曳山の山車蔵を観光客に開放、また町長が前から言っておられますように、電線等々の地中化事業、公衆便所等、これらを早く整備すべく計画を樹立していただきたいと、このようにも思っております。

また、名神高速道路の養老サービスエリア地内のスマートインターにつきましても、養老町

との協議はなされたのか。ちょうど、1年ぐらい前だと思いますが、この席でもお尋ねしたわけですが、ぜひとも養老町と協議していただき、多少の財源は当然必要かと思っております。

これら事業におきましては、町長の考え次第だと思っております。もっと積極的な力を発揮して、これによって垂井町も活気あふれる垂井町となるのではないかと、このようにも思っております。

また、過去、私ごとでもございますが、やはり久保川の災害関連工事とか、また橋上駅、垂井駅ですね、これら日の出橋等々いろいろ手を出してきましたが、どんな事業におきましても、計画、認可、着工、完成等々で、早くても数年はかかわるわけでございます。来年度事業等々、今、予算計上、予算編成の時期でもございます。ぜひとも、多少これらの事業について、目出し等をしていただいたらと、このように思っております。

ぜひとも、町長、活気あふれる垂井町として、住民の皆様が安心して生活できる地域づくりをよろしく願いたいと、このように思っております。

次に入ります。

今、庁舎内におきましては、昨年、総合窓口ができて、係が分断された課が四つほどございます。このように、課が分断されておるとい町は県下でもまれでないかと、このように思っております。

企画調整課内にあります地域振興係等におきましては、教育施設の中央公民館の一室で勤務されており、また今年度4月に華々しくオープンされたまちづくりセンターでございますが、十分に機能が発揮されていないと、このように私は疑問を感じております。また、税務課でございますが、やはり町政を振興していく上の一番の大切な課でございます。その課を住民税係、資産税係、収入対策室等々、各分断されております。また、健康福祉課等々におきましては、介護保険係等、また上下水道課におきましては庶務係と、上水道係、下水道係とが分断されたわけでございます。

このように、一部の課によっては、総合窓口のために分離されており、町民の皆様にはわかりやすく便利な窓口となるよう業務別に構築されたということですが、私はよく役場に訪問されてどこへ行かれるのか、立ちどまってうろろされておる方も見受けられるわけでございます。これらの窓口の見直し等も必要ではないかと、このように思っております。

課長は、どうして課内の指揮監督ができるのでしょうか、職員はパソコンを前に仕事をしておられる。また、役場を訪れられる町民の皆様と職員との距離があり、関係者は職員と接しづらくなってきていると、このように思っております。前にも言いましたが、我々は奉仕者であるということを念頭に置いて、町民の皆さんと接していただきたく存じております。

課内のコミュニケーションができづらく、また課の崩壊を招くのではないかと、このように心配しております。課長の指揮監督ができづらく、暗い職場になってしまう。また、それで健康管理は大丈夫ですか、心配しておるわけでございます。

今回、補正予算で庁舎建設基金等の積み立てをされておりますが、庁舎の今後の方向づけを早急に決めることだと、このように思っております。先ほどの議員も言われましたが、ことしの漢字は「絆」と決まっております。きずなを大切に、町長、今後の町政の考えをお聞かせいただきたいと、このように思います。終わります。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 11番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

実績等のお話もございましたけれども、閉塞感に襲われておるという状況、これは恐らく当町に限らず、すべて日本じゅう全体が今強い閉塞感の中にあるのではないかなということをおもいます。そういった中で、少しでも活力を求めていきたいというような思いで、いろいろな施策を展開しておるところでございますが、やはり議員も発言の中でおっしゃったように、その結果というのが出るのがどうしても何年かかかるような状況にあります。

今の御所野の交差点の改良工事にしましても、19年着工から、当初本年度完成予定でございましたけれども、もう1年伸びてしまうと、24年に完成という形になっております。これも、やはり5年ぐらいかかるというような形でございます。

今、議員がきずなということをおっしゃいました。私の大きな思いとして、今まで施策を展開してきた中で、ハード面はもちろんでありますけれども、私は着任したときから合併の論議が大きくある中で、今後のまちづくりの中で、やはり人と人のつながり、支え合う社会をどうつくっていくかということをお大事に考えてきたところがございます。

それに重きを置く中で、まちづくり基本条例の策定等を進めてきたところでもありますけれども、もちろんハード面がないがしろでいいのかということではなくて、県との事業ともタイアップする中で、梅谷トンネルの開通でありますとか、道路関係、インフラ関係等も鋭意進めてきたところがございます。これは、やはりこれからまたいろんな形で結果が出てくるものと思っておりますので、一朝一夕にすぐ結論が出るものではないというふうにおもっておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

私の方からは、21号の今後の改良のことについて、それから養老のスマートインターのことについて少しお話をさせていただき、あとにつきましては担当から補足的に説明させていただきたいと思っております。

21号の改良工事でありますけれども、この御所野交差点改良工事におきましても、やはり交通安全対策という部分からの着工でございました。それ以前から強い要望があって、やっと着手にこぎつけたわけでありますけれども、岐阜国道事務所等の話の中でも、国道の拡幅の話等も含めて、やはり交差点改良工事を着実に進めていくというのも一つの方法であるというような御示唆もいただいております。

そういった中で、今、御所野交差点の改良工事が済めば、やはり次は表佐、綾戸地内の交差点の方に行くべきと。この2点をやはり強く国道事務所等とも協議をしていきたいというふう

に考えております。ただ、これはすぐに結論が出る話ではありませんので、今言いましたように、かかるまでにやはり時間がかかるものもございます。そういった中で、次の目標点としてはそちらを考えておりますので、これについて積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、スマートインターにつきましては、議員よりお話にありましたように、昨年9月議会の中でも御質問をいただきました。あの時期は、ちょうど養老町長選挙の前の時期でありまして、当時、私は前養老町長の稲葉さんといろいろ親しくしていただいておりますので、いろいろお話をさせていただきました。その中で、スマートインターのことも逐次話しておいたわけではありますが、その後、改選になりまして、今の大橋新町長さんになりました。

成り行き等を非常に心配しておりましたが、改選後、いろいろな会合等、あるいは個別的にも会うような機会をつくりまして、お話をする中で、大橋町長もスマートインターには積極的な考えをお持ちであるということでございます。

ただ、昨年9月のときにもお話をしましたけれども、今のスマートインターの事業主体が、国からNEXCO中日本の方に移っておるといような状況で、養老町といたしましても、そういった計画の見直し等も進めておるといようなことを伺っております。大橋新町長になりましたら、そこら辺もさらに進めておられるような状況で、そこら辺の推移を見守っていききたいと。大橋町長の方には、当然、垂井町として協力できることがあれば、積極的に協力をさせていただきたいというお話をさせておっていただきますので、そこら辺の流れを見るという形になると思います。

ただ、事業主体は、あくまで養老町になってまいりますので、その養老町の思いを私どもが勝手に進めていくということもできない状況でございますので、当面、それをしっかりとサポートしていく立場にあると思います。ただ、思いとして、スマートインターを開設していきたいという思いは同じでございますので、その部分は強く連携をしていきたいと思っております。

また、養老町のサービスエリアの橋爪近辺に象鼻山大橋の計画もございまして、これらとも連携する中で、今のスマートインター等もしっかりと進めていけたらというふうに思っておりますので、あらゆる手を使って考えていきたいと思っております。

そのほかには、開発の問題でありますとか、事務窓口のことがありましたが、それぞれ担当の方から御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 建設課長補佐 山口哲司君。

〔建設課長補佐 山口哲司君登壇〕

建設課長補佐（山口哲司君） 11番議員の質問の中で、私の方からは5次総合計画のまちづくり土地区画整理事業を町営にての質問にお答えをさせていただきます。

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備、改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図るもので、地権者からその権利に応じて土地を提供してもらい、いわゆ

る減歩でございます。この土地を、道路、公園などの公共用地に充てるほか、その一部を売却し、事業資金の一部に充てる事業でございます。

地権者においては、土地区画整理事業後の宅地の面積は、従前に比べ小さくなることとなりますが、都市計画道路や公園等の公共施設が整備され、利用価値の高い宅地が得られることとなります。

当町におきまして、今まで府中、神田、地蔵及び新井の4地区におきまして、これまで46.86ヘクタールを整備してまいりました。今後、土地利用につきましては、町のまちづくりにとって重要な施策の一つとなり得ることから、当該地区について、土地区画整理事業を実施するに当たっては、市街化区域への編入及び農政サイドとの調整を行うとともに、地権者の意向を酌み取りながら、将来的な土地利用について十分な協議を行い、検討してまいりたいと思います。

また、地権者の同意が得られるようでありましたら、事業実施に係ります施行者についても、メリット、デメリットを調査・研究して、実施について検討してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 11番議員から、栗原地区の圃場整備及び中山道を中心とした観光施設の御質問について、お答えをさせていただきます。

初めに、栗原地区の圃場整備でございますが、平成20年3月から、栗原地区におきまして、圃場整備事業についての勉強会を重ねております。本年10月に、栗原営農生産組合長を代表といたしまして、栗原地区の農業団体の代表者及び各瀬古の代表者を含む28名にて、栗原地区農地計画実行委員会を設立するに至りました。現在、毎月実行委員会を開催し、委員内の意思統一を図り、また実行委員会、町、県及び土地改良区と意見交換を図りながら、今月中には栗原地区の農家を対象にして、圃場整備事業の意向調査を実施し、今後の事業実施に向けての同意取得を目指しているところでございます。

また、中山道を中心とした観光施設の計画の問いにつきましては、中山道美濃路の追分、垂井宿を、今年2月、県の飛騨・美濃じまん運動、岐阜の宝物において、自慢の原石に認定されました。これを受け、現在、歴史と文化を守る会や商工会など5団体により、にぎわい推進協議会が設立され、垂井宿を魅力的な宿にしようと活動をしていただいているところでございます。

当町におきまして、今後、修景整備等を推進するため、国の社会資本整備総合交付金などを活用し、中山道まちづくりワークショップ事業や、便益施設整備、歴史的建物の保存などをしてまいる所存でございますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 11番議員の御質問の中で、私の方からは総合窓口等に係ります一部課の係の分離についての部分についてお答えをさせていただきたいと存じます。

総合窓口の設置につきましては、庁内でさまざまな検討を重ねながら、議員の皆様方にも、この趣旨を説明させていただきまして、平成21年10月から設置をし、実施をしているところでございます。

もとより、この総合窓口のねらいは、住民サービスの一環といたしまして、各種の行政サービスを一つの窓口、あるいは一つのフロアで何とか受けられないかというワンストップ化を目指して実施したものでございます。このことにつきましては、従来から行っておりました窓口の時間延長と相まって、住民サービスの向上につきましては効果があったように認識をしているところでございます。

このように、サービス向上を追及いたしました結果といたしまして、またまちづくりセンターにつきましては、機構改革といった観点からも一部の課の係におきまして、分離した形になっておるところでございますが、それぞれのセクションには、主幹、課長補佐、あるいは係長を配置しておりまして、それぞれ管理監督者のもとでスムーズに事務が図られているところでございます。

また、この総合窓口の推進に当たりましては、設置当初から総合窓口推進委員会を設けまして、定期的に会合を行いながら、問題点の検証等を検討しておるわけでございまして、議員が御指摘をいただいております課の統制、ガバナンスが図られていないのではないかという御指摘については、問題がないというふうに思っておるところでございます。

こういったことの課の統一、統制につきましては、事務室の配置にはかかわりなく、職員一人ひとりに報告・連絡・相談、いわゆる「報・連・相」を義務づけておりまして、当然、こうしたコミュニケーションが図られないということになりますと、ひいて言えば行政サービスの低下にもつながってくることも十分ございます。そういったことのないように、議員の御指摘のようなことが今後散見されるようであるならば、厳しく指導、あるいは対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をさせていただきたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 再質問をさせていただきます。私は再質問はしない方向でおったんですが、やはりちょっと再質問をさせていただかなんと思っております。

例の国道21号線、岐阜国道工事事務所へ今後表佐地内の交差点をということでございますが、24年度に完成するわけですね。それで、今から要望しておっても、やはり岐阜国道工事事務所では今後の計画等々もあるわけでございます。これらを早急に、やはりここだということを強く要望させていただきたいと、このようにも思っておりますし、またスマートインターチェンジにつきましても、施行主体は養老町、当然です。そのような形で、サポートとして、垂井町と

してもこうだということ、強く新しい大橋町長に伝えていただきたいと、このようにも思っております。

それと、区画整理事業ですが、この事業等々は私もよく知っております。垂井町のまちづくりとして、あの地域がやはり必要だと私は強く認識するわけです。町として、その地域を区画整理事業をやるかという努力といたしますが、地元に対して、強くここらを説明していただいたらと、このようにも思うわけでございます。そうすることによって、垂井町の形も変わってくると私は認識しております。

それと、先ほど総合窓口の件を総務課長から聞いたわけです。これは当然だと思うんです、そういう方法でやられたということは。私も、来客の方に、右往左往している方がございまして、その点のことをいろいろ尋ねて、2人ばかり御案内であったんですが、そのように記憶しております。

それと、やはり税務課という課は、あのような3係がちゃらんぼらんになってしまっているんですね、私から言いますと。やはり、もう少し団結といたしますか、課長以下、その課が閉塞感を感じないよう、丸く、やはり仕事をやっていただきたいと、このように思っております。収入のかなめの大切な課でございます。その点、十分お願いしたいと思っております。

それと、町長、この庁舎の今後のあるべき姿等々でございますが、補正予算で基金を積み立てられて、その辺のことを、もう一度、町長にお尋ねしておきます。以上です。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 11番の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、21号線の要望活動でございますけれども、これは今さら始まったことではなくて、前から当然にいろんな形の中で、21号線のあり方の中で、問題箇所等をお話する中で、何とかこれでいきたいということもお話をしております。ですから、全くしていないというわけではなくて、今後、これをさらに強く進めていくという形になろうかと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

それから、スマートインターの件に関しましては、先ほども答弁申し上げましたように、養老町の新しい方針がやはりスマートインターを進めていくんだという方向にあるというようなことを伺って、安心したところでございますけれども、まだ新しい町長さんでございますので、これからしっかりと関係をつくりながら、その思いを伝えていきたい。当然、さっき言いましたように、事業主体を無視して進めるわけにはいきませんので、そこら辺をうまく連携をとりながら、サポートしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

それから、区画整理につきましては、副町長の方から資料が出ておりまして、あとまだ少し説明させていただきましても、総合窓口に関しましては、やはり考え方として、住民の方にいかにいいサービスを提供していくか、ワンストップで的確なサービスをしていくかという

ことであります。課が分かれることによって、そういった不都合がある部分がある部分でなくすような形での対策を考えてきたところであります。議員がおっしゃっておりますのは、どちらかという課のガバナンス、統制の話からおっしゃっておられますけれども、これはやはり課長がそれなりにしっかりと対応していかなければならない問題でありますし、セクションごとにそれぞれ固まる中で、それをこなしていくことがより重要であるというふうに思っております。

課がまとまっておればそれでいいかということではなくて、私どもの考え方は、いかに住民に対して的確なサービスをしていくかということに観点を置いた窓口サービスの実施であります。特に、税務課のことをおっしゃいましたけれども、今、徴収事務等もそれぞれ料、税、いろいろ分かれる中で、それぞれの確に対応しておるというような状況の中で、私としては、今分かれることによって事務が停滞しておるというふうにはとらえておりません。しっかりと、適正に執行されておるものというように認識しておりますので、この方法でしばらく、問題点を検討しながら、総合窓口の委員会等もありますので、そういった中で検討しながら進めておりますので、御理解を賜りたいと思います。

区画整備に関しましては、副町長の方から少し補足説明をさせていただきます。

庁舎のあるべき姿というか、今後のことにつきましては、今回も補正で1億円を積ませていただくという形になりましたけれども、いずれ、そんなに遠くない時期に、庁舎をどうするか、要するに考え方としては三つか四つぐらい出てくるものと思いますが、それらについて検証をして、方針等もまた示していきたいというふうに思っております。

ただ、時期として、まだいつという状況には至っておりません。そこら辺だけは御容赦をいただきたいと思いますが、検討はもう今十分進めておる状況でございますので、いずれまた御報告する機会があると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 11番議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、その中の土地区画整理についての案件でございます。

この案件につきましては、今から一、二ヵ月ほど前になりますけれども、担当所管の課長、それから係長、担当者を交えて、この区画整理事業の取り組みについての打ち合わせを行ったところでございます。と申しますのも、この案件につきましては、今から三、四年前、他の議員さんが中心となられて、一部同意書までとられているという経緯もございます。

それから月日がたって、今日現在に至っておるわけでございますけれども、御提議いただいております場所につきましては、垂井町におけます中心的な場所でありながらも、市街化調整区域というようなことで、なかなか土地利用が進まないというのも実態でございます。過去に、何回か流通企業といいますが、ホームセンター等の企業が当地に進出したいというようなお話の中で、私は当時産業課長をしておるときに対応させていただいたんですけれども、結果的に

は成就をいたしませんでした。そうこうしながらも、今日現在農地のままで推移しているということでございます。

問題は、やはり区画整理といいますと、市街化区域に編入するというような方向性も必要になってきます。必要になってきますではなくて、市街化区域になります。そうしますと、いわゆる評価額の問題が出てまいります。地権者の皆様方は、右から左へとその土地が有効利用されれば結構なんですけれども、区画整理はしたが田んぼのままだという形になりますと、結果的には評価額がやがて100倍前後になるというようなことでございます。

それらのリスクを踏まえながらも、土地利用についての今後の説明会、あるいは取り組みについて、地元の地権者を交えて一步も二歩も進めていきたいという思いで、ここ一、二カ月前に協議をしたところでございます。まだ、具体的な方法、方策は準備できておりませんけれども、何らかの形でこの案件を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

議長（広瀬文典君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） ただいま、議長のお許しを得ましたので、通告に基づき一般質問を始めたいと存じます。

今回は、第5次総合計画中のまちづくりの柱2．学校教育と、3．子育て・健康・福祉について、特にお尋ねをさせていただきます。

まずは、まちづくりの柱2．学校教育から、特に特別支援学級についてお尋ねをいたします。特別支援学級とは、比較的軽度の障がいのある子供さんの教育のため、町内小・中学校に設置される学級のことというのは、議場にお見えになる皆さんは既に御承知のことと存じます。我が垂井町においては、軽度のみならず、比較的重度のお子さんの受け入れも行ってきた経過があると認識をさせていただいておるところであります。

現在の学級の設置状況としましては、垂井小学校、知的学級1、自閉・情緒学級2の計3学級、宮代小学校、知的1、表佐小学校、自閉・情緒1、府中小学校、自閉・情緒1、東小学校、知的1、自閉・情緒1の計2学級、不破中学校にもそれぞれ設置があるといった状況であります。

また、今議会に、特別支援学級の児童、保護者の方々より、支援員増員の御要望書が上がってきておることということも踏まえ、これよりは、過日、県の関係機関へ提出していただいた来年度に向けた特別支援教育、学級に関するそれぞれの申請について、現在の状況を確認させていただきたいと存じます。

まず、垂井小については、難聴学級の設置とLD、学習障害、ADHD、注意欠陥多動性障害等通級指導教室の設置、表佐小については知的学級の設置、岩手小については自閉・情緒学級の設置、北中は自閉・情緒学級の設置、以上をそれぞれ提出されたと聞き及んでおります。こうした中で、先月、基準等を満たしていないなどの理由により、難聴学級の設置は無理との

判断が下った経過は、教育長を初め関係者の方々は既に御承知のことと存じます。

こうした特別支援に関するそれぞれの申請は、県下で申し上げますと何百もの申請があると聞き及んでおり、県の認可を受けるのは困難きわまりないことと認識せざるを得ない状況と考えます。しかし、特別支援学級を取り巻く環境は、対象児童数の増加と支援員不足などと依然厳しいものがあり、先生方の御努力がある一方で、毎日の通学に保護者の方々の不安はなかなか解消されないとお察しするところであります。

そこで、数点お尋ねをいたします。確認の意味でお尋ねさせていただく項目もあり、その点につきましてはお許しいただきたいと存じます。

1点目、現在、特別支援学級に関し、どのような基準があり、どういったケースで設置がなされているのか。

2点目、あわせて支援員の配置基準はどのように決められているのか。

3点目、23年度の予算書内、県費でお示しのある個別教育支援講師について、延べ9名分約580万円計上され、通常クラスで加配の必要な児童への配置分とお聞きしておりますが、現在段階で実態はどのようなものであるのか。

4点目、学校によっては知的学級と自閉・情緒学級両方が設置されている学校がありますが、その学級に入級となった就学指導委員会の判断、決定事項を、保護者の方々にはどのような内容をもってお伝えされているのか。

5点目、入級拒否も数件あったとお聞きしておりますが、入級拒否のあった場合、どのような対応をされるのか。

6点目、特別支援学級の各種学級について、県の基準等を満たしていない場合でも、垂井町として緊急に取り組んでいかなければならないケースがあるかと存じますが、垂井町としての特別支援学級の設置基準、あるいは支援員設置基準は設けておられるのか。

7点目、そうした設置基準だけでは対応し切れない部分が今後も予想され、地域の実情に合った柔軟な対応が求められるところではありますが、増加傾向にある対象児童に対し、今後どのように対応されるのか。

8点目、我が町では、先述のように、地域によって設置のない、あるいはできない学校もあり、保護者の方々の御意向も含め、現状として校区を越えての通学もあることから、中には毎日の対応に大変苦慮されている学校もございます。今後、こうしたさまざまな課題解決に向け、今回、特別支援教育に関する拠点校の設置を御提言申し上げますが、どのようなお考えであるのか。

9点目、先生方や保護者の皆さん、地域ぐるみで心願う子供たち一人ひとりに行き届いた教育や指導を行うためにも、支援員増員や支援員が十分に支援できる環境づくり、例を挙げて申しますと、児童の登校時間中の支援時間延長や通常学級との交流支援等もあわせて御提言申し上げますが、これについてはどのような考え方であるのか。

10点目、身辺自立が伴っていない児童の入学に関し、身辺自立の介助を中心に行う支援員も

あると聞き及んでおりますが、教員免許取得者でない方でも支援に入れるとお聞きいたします。これについてはどのような考え方であるのか、また現在の垂井町内特別支援学級の支援員に関してはどのようなものであるのか。

11点目、いずれにせよ、特別支援教育にまつわる諸課題を解決するため、地域の実情に合った垂井町独自のものへと制度を確立する必要があると考えますが、どのようなものであるのか。

以上、学校教育についてのお尋ねといたします。

続いて、まちづくりの柱3．子育て。途中入園児の待機児童問題と一時預かり事業についてお尋ねをいたします。

就労形態や家庭環境、生活スタイルがさまざまな今日、保育現場の先生方を初め、役場担当課として、そうした多様化する保護者の方々のニーズに少しでもおこたえしようと一生懸命対応されておるのは、私自身評価をさせていただくところであります。

我が垂井町におきまして、年度当初の待機児童はないとお聞きはするものの、途中入園に関し、育児休暇明けに職場へ復帰しようとしても、保育園に空きがない、もしくは余裕を持った職員配置ができていないため受け入れが困難とされ、待機を余儀なくされた方々が増加傾向にあると、私自身把握させていただいております。特に、未満児に関してはその声は多く、私自身2歳になる子供を持つ現役子育て世代の一人として、一日も早く垂井町として解決しなければならない優先順位の高い課題の一つであると考えております。

そこで、数点お尋ねをさせていただきます。

1点目としまして、こうした途中入園の待機児童に対し、過日の幼保一元化計画案中にも、保育ニーズへの対応として明確に記載されており、幼保一元化でそうした部分の解決も図っていくとのことのお示しがありました。しかし、幼保計画は、早くても平成25年度からであり、一日も待つことのできない現状に対してはどのように解決されるのか。あわせて、一時預かりに関してであります。過去に一般質問してまいりましたが、以前実施されていた北保育園の狭小スペースから、現在の西保育園の保育室へと23年度より受け入れの整備をされたことは、利用者の親の一人として、大変ありがたく思うところであります。

しかし一方で、満員で受け入れができない状態が何日も続いており、保護者の利用希望に何とかおこたえしようとキャンセル待ちを受け付け、キャンセルが出次第、すぐにお電話をいただけるといった早朝よりの現場の先生方の御努力と、保護者への配慮も相当に感じるところでございます。こうした御努力がありながら、解決されない部分は大いにあることから、2点目としまして、今後増加する利用規模に対し、何らかの対策を早急に講じる必要があると考え、現在も柔軟に利用されている空き保育室の常設利用と登録保育士の増員等で、より一層受け入れを強化すべきと考えます。受け入れる園側も余裕を持って受け入れをし、利用する側も安心して利用できるような体制づくり、利用定員増を御提案申し上げますが、これに対してはどのようなお考え方であるのか。

以上、子育てについての質問とさせていただきます。

続いて、まちづくりの柱3．健康医療。不妊治療費町独自助成について、お尋ねをいたします。以前も、一般質問においてお尋ねをさせていただいた経過がございますが、予算編成真っただ中のこの時期に再度御提案申し上げたい、このように存じます。

23年度の予算編成に当たり、御検討はいただけたものの、実際は予算として計上されることなく、大変残念な経過にある不妊治療費の町独自助成、県の基準や独自で実施されている周辺市町村の詳細については、皆様既に御承知のことと存じ、この場での御案内は省略させていただきますが、さまざまな思いをされながら不妊治療に取り組まれている方々の思いを、新年度予算で真剣にお酌み取りいただきたいと考えますが、垂井町としてはどのようなお考えであるのか、新年度から取り組まれる御予定はあるのかをお尋ねとし、以上、健康医療についての質問とさせていただきます、大きく3点について、明確な御答弁を御期待申し上げ、私の一般質問とさせていただきますと思います。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 8番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

私の方からは、3点目の不妊治療に関する部分でございますけれども、特別支援学級等、予算等にもいろいろすべて絡んでくる話になるかというふうにも思いますが、まずこの不妊治療に関しましては、この6月にも8番議員から同じ質問を受けております。そのときの質疑のやりとりの中でも申し上げましたように、制度として取り組むのであれば新年度から取り組んでいきたいというお話をさせていただいた。そして、まず周りでの状況、あるいは県等の対応等も今動いておる状況の中で、それも見きわめていきたいというお話をさせていただきました。ですから、その方向に変わりはないわけでありませぬけれども、結果的に、思いとして不妊に苦しんでおられる方の気持ち、あるいは特別支援に通級されておる親さんの気持ち等を思うときに、本当にまさに同じ思いというか、つらい思いというのは十分によく理解できるところであります。

ただ一方で、では要望があるから何でもかんでもやっていけるかということ、それはやはり財政トータル部分での検討も必要になってくるということになるかというふうに思えます。当然に扶助費はどんどん右肩上がりでふえておるような状況の中で、こういった補助であったり、人員の部分に関しましては、今後これを進めていきますと、当然に経常的な費用として今後支出されることが予想されます。

その額は、その部分だけを見れば、そんなに大きな額ではないかもしれませんが、それがすべての分野にわたっていきますと、やはりこれは大きな費用になっていく。そういった中で、じゃあこれはどうするんだということをやっておるのが、今の予算の査定の中での状況であります。

ですから、全般を見て、もう少し査定をしていきたいというふうに思っておりますので、今、ここでこれを入れる入れないということはちょっと御返答できないところがございますけれども

も、しっかりとまた査定の中で検討していきますので、御理解賜りたいと思います。

なお、調べましたところ、これは件数だけでございますけれども、県の不妊治療の情報等が入ってきまして、平成22年度の実績として、県下で、この県の助成制度ですね、初年度3回、以降2回まで、10回まで1回につき15万円を支出するという制度、これを利用しておる方、平成22年度で1,419名おられるということがわかりました。失礼、1,419件です。1人で何件かやられる方がおられますので、人数はわかりませんが、利用された件数としてはそれだけあるということです。そのうち、垂井町分としては16件利用されたという情報がございます。

こういったことも踏まえながら、また他市町村等の状況等も見ながら、予算査定の中でしっかりと対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

特別支援等につきまして、それから待機児童の部分につきましては、担当から補足説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 乾豊君。

〔学校教育課長 乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾 豊君） それでは、8番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

御質問いただきました1番及び6番について、まずお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、質問1の特別支援学級に関します基準と、その設置についての御質問でございます。特別支援学校及び小・中学校におけます特別支援学級への就学について、学校教育法施行令第22条の3に就学基準が示されております。本町におきましても、垂井町就学指導の手引にのっとりまして就学指導をしております。

その中で、知的障がいでございますけれども、これは知的障がいがあり、他人との意思疎通が困難で、日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの、また視覚障がいでございますけれども、これは両眼の矯正視力がおおむね0.3未満、視力以外の視機能障がい、視野狭窄等でございます。また、聴覚障がいでは、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能、または著しく困難な者でございます。就学基準によりまして、特別支援学校か、あるいは各小・中学校の特別支援学級かどうかを判断しておるところでございます。

また、岐阜県におきましては、新しく特別支援学級を設置する場合におきましては、認可基準が示されております。さきに述べさせていただきましたが、就学基準によりまして、就学指導委員会の判定及び適正な就学指導に基づきまして、児童・生徒の実態を重視し、視的、あるいは言語、難聴学級においては4人以上をめやすとして、自閉・情緒障がい、あるいは肢体不自由、病弱、弱視においてはその都度検討しております。

そういった設置の人数等、めやすが示されておるわけでございます。それに関しまして、質問6に入りますけれども、県の基準等を満たしていない場合についての御質問でございます。あくまでも県の基準にのっとりまして、町の特別支援学級の設置基準は設けておりませ

るので、御理解を賜りますようお願いをしたいと思います。

続きまして、御質問の2点目でございますけれども、支援員の配置基準について、お答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、教育委員会におきましては、児童・生徒の実態や各学校長の意見の具申を踏まえて検討し、学校教育課におきまして、各校長、町のスクールアドバイザーを含めまして、協議をして配置しております。今後は、大垣特別支援学校からも先生を派遣していただきまして、協議をしていきたいという考えでございますので、よろしく御願いいたします。

続きまして、御質問の3でございますけれども、県費で配置している個別教育支援講師については、町費で配置している個別教育支援講師であるとの認識をしておりますけれども、現段階での実態ではございますけれども、今年度は垂井小学校2名、宮代小学校1名、表佐小学校は1名、府中小学校は1名、岩手小学校は1名、東小学校2名の6校、合わせまして中学校ですけれども、北中1名の合計9名を配置しております。各学校の実情に応じまして、通常学級、または特別支援学級に配置をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、御質問の4点目でございます。保護者への伝え方についての御質問でございますけれども、これは各園とか学校から、本町の就学指導委員会の判定結果のもとに保護者に伝えております。学校が、保護者の思いや願いを聞きながら、お子さんの生活や学習のよさを伝え、障がいに関与すると思われる生活や行動面、学習面の問題点について情報を共有し、お子さんの力をよりよく伸ばしていくために、入学先、あるいは就学先を伝えております。

続きまして、御質問の5でございます。入級拒否のあった場合の対応ということの御質問でございますけれども、垂井町の就学指導委員会の判定のもとに、お子さんや保護者と幼稚園や学校が連携を図り、お子さんや保護者との相談を継承して積み重ねまして、信頼関係を基盤といたしまして、各園、学校が、そのお子さんの健やかな成長を願って、適正な就学を行っております。相談の中で、特別支援学級や特別支援学校の見学や、実際には体験入学や、場合によってはケース会議も重ねまして、保護者の判断材料を提供させていただいております。

入級拒否のあった場合には、保護者の意向に沿いまして就学先を決めますけれども、その場合も、お子さんや保護者、園、学校が連携を図りまして、繰り返しお子さんの情報を保護者に伝えてまいっております。

続きまして、質問の7についてでございますが、議員も御指摘のように、地域の実情に合った対応や、増加傾向にある対象児童への対応が求められておりますけれども、就学指導委員会でも、支援の必要なお子さんについて実態を把握いたしまして、個に応じた支援について検討をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、御質問の8につきまして、特別支援学級に関し、拠点校の設置の御提言をいただきましたけれども、議員御指摘のように、現状といたしまして、校区に特別支援学級がないために、校区を越えての通学をいただいている方がございます。また、毎日の対応に大変苦慮されている学校の現状も踏まえまして、垂井町の就学指導委員会の判定のもとに、お子さんの実態

に応じた特別支援学級の設置を県に要望しております。

新たに、表佐小学校の知的障がい学級及び北中学校の自閉・情緒学級、また垂井小学校におけるLD、ADHD等通級指導教室の申請をしております。今後も、児童・生徒の実態を踏まえ、新設の申請を県に要望してまいりたいというふうに思っております。

次に、御質問の9でございますけれども、支援員が十分に支援できる環境づくりの御提言をいただきました。県費の非常勤講師の配置状況をもとに、支援員の増員、支援員の時間延長を検討してまいりたいと思います。

次に、御質問の10でございますけれども、支援員の資格等についてのお尋ねでございます。これは、教員免許取得者が基本的には原則でございます。ただし、現状は教員免許をお持ちでない方でも、保育士、あるいはホームヘルパー等の資格をお持ちの方も面談させていただきまして、垂井町の子供たちのために支援をいただいている現状もございます。今後も、個別の教育的ニーズに応じた配置を検討してまいりたいというふうに思っております。

最後に、11番目の質問でございますが、地域の実情に合った垂井町独自の制度確立についての御質問をいただきましたが、これは垂井町教育ビジョンにありますように、個の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進のために、発達障がいの早期発見や早期支援体制づくりなど、特別な支援を必要とする児童・生徒への教育の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

子供は、どの子もかけがえのない存在であり、今後も全教職員はもちろんのこと、各家庭、あるいは地域、関係機関と緊密な連携を図りながら、一人ひとりの子供を大切に、子供のニーズに応じた特別支援教育の推進に努めてまいります。御承知のとおり、県の予算は大変逼迫しておりまして、増設を希望して認可されることはなかなか難しいという現状でございます。教育委員会といたしましても、次年度の学級編成について、各校の現状や要望を踏まえ、開設の要望をしてまいりたいと思います。

しかしながら、県の財政不足の現状によりまして、申請どおりに実現するかどうか不確定ではございますけれども、今後、議員の皆様方の御理解や御所見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 8番議員の御質問の第5次総合計画、まちづくりの柱3．子育て・健康・福祉の中の子育てについて、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の途中入園に係ります待機児童についてでございますが、待機児童は全国的な問題となっており、厚生労働省の取りまとめによりまして、全国の待機児童数は、平成23年4月1日現在2万5,556人と公表されておるところでございます。待機児童の解消が進まない主な理由といたしましては、女性の就業率の伸びや、近年の経済情勢の悪化を反映した、子供を

預けて働きたいというニーズの高まりが上げられております。

一部地域では、問題解決のため、新たに供給した保育所がさらなる保育ニーズの需要を喚起するなど、保育所の整備にいたしましても単純には待機児童の削減につながらないといった報告がなされております。保育所の供給が追いつかない中で、新たな需要への対応も迫られているという現状があります。

本町では、待機児童はございませんが、議員御指摘のとおり、年度途中の入所を希望されるすべての方が希望する保育園へ、希望する月に入所することができない場合がございます。施設定員に余裕がない場合や、定員には余裕があるものの保育士数に余裕がない場合は、退所する児童が出るまでお待ちいただくこととなります。特に、3歳未満児の年度途中の入所が難しい状況となっております。これは、3歳未満児を担当する保育士数に、年度途中の児童を受け入れる余裕がないためでございます。

通常、保育士は年度当初からの入所申し込み、入園児数に基づきまして、その年度の保育士数を確定いたします。その保育士数が年度当初から不足している場合には、事前に保育士の募集を行って、申し込みのあったすべての子供が入所できるよう努めているところでございます。その上で、年度途中の入所児童数を予測した保育士数を確保することはなかなか難しい状況にあります。

年度途中に入所を希望される理由といたしましては、育児休業からの職場復帰や保育園に入所ができれば働きたい、このようなことが主なものとなっております。以前から、潜在的に存在していたこのニーズが、近年の社会情勢の変化によって顕著にあらわれてきていることがうかがえるところでございます。すべての潜在的なニーズに対応するための保育士数の確保は、現状では難しいと考えておりますが、少しでもニーズにおこたえできるよう、今後も必要となる保育士数の確保について努力してまいりたいと、かように思っております。

また、このニーズに対応するための本町の大きな取り組みは幼保一元化の推進でございます。幼保一元化につきましては、本町の未来を支える子供たちの視点に立って、今後もしっかりと議論を積み重ねてまいりたいと存じます。

次に、2点目の一時預かり事業についてであります。本町の一時預かりにつきましては、垂井町一時的保育事業実施要綱に基づきまして、現在は垂井西保育園の保育室で実施しております。

この事業の対象となる保育は、保護者等の就労形態等により、家庭における保育が平均週3日を限度として、継続的に困難となる児童に対する保育、あるいは保護者の傷病、入院等により、緊急、一時的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育、また保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消するための保育サービスでございます。

利用定員は、1日当たり原則10人までとしておりまして、その保育期間は1ヵ月につき14日以内としております。平成22年度の延べ利用児童数は382人で、月平均にしますと32人の利用となっております。平成23年度10月までの延べ利用児童数は224人で、月平均にしますと32人

で、半年間のデータではございますが、平成22年度とほぼ同程度の利用児童数となっております。

近年では、核家族化に伴います子育て環境の変化や、保護者の就労形態の多様化等を反映して、この事業に対するニーズは高い状況が続いております。特に、学校行事や地域行事などが重なりますと、利用のニーズがピークとなります。このようなときに、議員御指摘のとおり、すべての保護者のニーズにはおこたえできない場合がございます。

このような状況を受けまして、昨年度まで、垂井北保育園の遊戯室の一部を間仕切りして実施しておりました本事業を、平成23年度からは垂井西保育園の空き保育室へ移転し、保育環境の充実を図ってまいったところでございます。また、一時保育士も、平成21年度には12人でしたが、平成22年度には2人増員いたしまして14人に、平成23年度にはさらに2人増員いたしまして16人で対応しているところでございます。

一時預かりは、親の働き方にかかわらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子供、子育て家庭に必要な事業であると認識しております。今後も、議員の御提案内容も含めまして、しっかりと検討し、本事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） ここで、しばらく休憩いたします。再開は11時ちょうどいたします。

午前10時41分 休憩

午前11時00分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 御答弁の方、ありがとうございました。数点にわたりまして再質問をさせていただきますと思います。

まず、1点目の学校教育に関しましてですけれども、前回、9月の一般質問においても、この学校教育は質問させていただいた経過がありますが、課長さんの御答弁中に、支援時間延長はしていきたいというふうに聞こえたんですが、間違いはございませんでしょうか。これは確認をさせていただきたいと思います。

1点目の再質問ですけれども、財政が厳しいのは皆さん承知のことだと思いますし、またかというような話にもなりますので、県の基準だけではなかなか解消されない、先ほども申し上げましたけれども、そういった場合のために町独自の設置基準を設けながら対応することはできないかと考えておりますので、これに関してはいま一度お答えいただきたいのと、これは町長にお答えしていただきたいんですが、拠点校に関して明確な御答弁がないように思えたんですが、町長は拠点校に関してはどのようにお考えがあるのか。特別支援教育・学級について、

どのような思いで町政運営に当たり携わられているのか、どういったことを思われて教育を教育部局におろされているのか、町長の思われる現実と理想はどのように位置づけがあるのかというのを、お答えをまた再度いただきたいと思います。

次は子育ての関係でありますけれども、こちらにつきましても人員確保の問題というのが難しいという課長さんの御答弁もありましたが、いつまでたってもこの問題がついて回ります。なぜ垂井町で保育士を確保するのが難しいのかということ、その原因について聞き取り調査とか検証というのはされたことがあるのか。何度もこういった保育士確保は難しい難しいというお話ばかりですので、それがいつ解決されるのか。再度、垂井町としての人員確保に関する御努力や工夫されている部分というのをお尋ねさせていただきたいと思いますし、本日私もまた娘の一時預かりを利用させていただいておる保護者の一人でございますので、またそういった部分に関するお取り組み、御検討をいただけるということで、前向きな御答弁を御期待申し上げたいと思います。

同じく柱3の健康・医療についてであります。町長の御答弁がありましたように、不妊治療費の独自助成に関しましては、財政上かんがみでという御答弁もありました。しかし、繰越金を見ればおわかりのように、垂井町としてできるかできないかはわかりますよね。査定全般を見てやっていきたいというお話がありましたので、大変御期待を申し上げるところでございますが、そして県の実績の話も町長さんからありましたが、対象にならない、こういった数字に上がってこない部分での治療もあるんですね。そこら辺も考えていただきたいと。周辺市町村は、県プラス上乘せで独自の治療費助成を出されておるということで、またそういった部分を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

タイムリミットがとても心配なんですけれども、そういったことを心配されている方への御配慮というのを一刻も早くお考えいただきたいと思いますし、こういったデリケートの問題に関しては女性目線の対応ということを常々思うわけありますので、そういった部分での対応というのはどのように考えておられるのか。私も、私だったらとよくこういったことは考えておるんですが、例えば町長御自身だったらという目線に立たれまして再度お考えを述べていただきたいなあと思いますので、こういった点に関して再質問をさせていただきたいと思います。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 8番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、拠点校についてのお尋ねでございます。考え方ということでございますが、私は当然拠点校の考え方はあっていいと思います。幼保等でもそういう考え方を一部取り入れながら行っておるところでありますので、すぐできるかどうかというのは別にしても、考え方としてそういう考え方があってもおかしくないのではないかなと。ただこれは、県が集中的にいろんな形で、地域でそういった特別支援学校等を開設しておるような状況の中で、より広範囲、単独でやっていく部分のメリット・デメリットというのもありますので、そこら辺も加味する必要

は十分にある。ただ、あればいいか、ない方がいいかといったら、あればいいに決まっている話であると私は思います。ただそのやり方、これも財政がついて回る話でありますので、そこら辺もしっかり検討する必要があるというふうに思っております。

それから、人員確保については、また担当の方から別に出ると思いますが、不妊についてですね。女性目線とおっしゃいましたが、私は女性目線ではなくて、これは人間目線だと思います。男女関係なしだと思います。女性だから云々じゃなくて、我々人間が生きていく、子育てをしていくという部分では男も女もないと思いますので、まさにその部分になるのではないかなあというふうに思っております。ただ、先ほども言いましたが、このことは、すべてのことにそれが及んでしまえば、間違いなく財政はどんどんどんどん重くなっていく状況にありますので、そのことをどう判断するかというのは、やはり全体的なバランスの中での判断というのがあると思います。ですから、金額的にこれが小さいからすぐできるじゃないかという話ではなくて政策の話になってまいりますので、そういった腹がくくれるかどうかということになってくるのではないかなあということを思っております。そのことについてしっかりと予算査定の中で協議をしていきたいと思っております。

みずからの体験でという話でありましたけれども、私自身も結婚して子供ができるまで3年ぐらいかかりました。そのときに治療を受けた覚えがありますけれども、それは自分で子供が欲しいという思いで治療を受けたわけで、あくまで自己責任というか、自分たちで子供を育てていくんだという思いで治療を受けたわけで、そのときの費用を助成してほしいとか、そういうことは一切考えませんでした。そういう人もいると思います。当然に費用が高額ですので、何とか助けてほしいという方も見えると、それは一方にあると思います。ただ、それをすべて100%セーフティーネットで救っていくかということ、それができない状況。やはり自己の応分の負担ということも考えていかなければいけない状況に一つにはあるというふうに思っております。

そういうようなことで、答弁になったかちょっとわかりませんが、思いとして述べさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 乾豊君。

〔学校教育課長 乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾 豊君） 8番議員の再質問にお答えをしたいと思います。

支援員の確保でございますけれども、支援員の増員、あるいは支援員の時間延長については検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、設置基準はどうでしょうかということでございますけれども、これにつきましては、今後は検討する余地はあると思いますけれども、現段階におきましては県の基準に従いまして進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 8番議員の再質問の中で保育士の確保について、私の方、人事担当課でございますので、少し答弁させていただきたいと存じますが、確かに保育士の確保につきまして、近年非常に保育ニーズが高まりつつございまして、非常に難しくなっているのが現状でございます。それぞれ保育士が不足した場合には、ハローワークを通じて募集を募ったり、あるいは口コミですね、現の保育士さんからの口コミ等でそれぞれ保育の資格を持っていらっしゃる方を探してはおるわけでございますが、根本的な理由といたしまして、やはり賃金単価の問題もあろうかと存じます。そういった背景から、昨年度につきましても若干賃金単価については見直させていただきましたが、やはり近隣市町村にばらつきがございまして格差がございます。そのあたりも今後見直しをしていかなければならないというふうに考えておりますので、こちらあたりにつきましても来年度の予算編成の中でも対応してまいりたいと存じます。

それと、もう一つの方法といたしましては、従来、登録保育士というのがございました。突如保育士が欠けた場合に、そういった登録保育士の中から登用していくといった制度もございましたので、そういったことも一つ検討をしていく必要があるかというふうに考えておりますので、そういった点で御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 質問の第1番目に、温泉水についてであります。

温泉スタンドをつくってから、近年、温泉水をもらいに行ったよという話は聞きません。また、私が1年半ぐらい前に温泉水の利用・活用についての質問をしましたが、それ以後、温泉水の利用・活用について執行部から何のお話もありません。だから、温泉水の活用についてどういうふうに考えているんだと、ここで述べていただきたいと思います。

それから、2番目は町長の報酬についてであります。さきの人事院勧告によって垂井町職員も給料が下げられました。そこで町長も報酬を下げられるのか、そのまま維持なのか、下げられるなら何%下げられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

それから、3番目は財政運営についてであります。

アメリカでも財政が破綻する自治体が相次いでおります。2008年の金融危機以後、税収が落ち込み、年金債務やインフラ維持費が重荷になっているのが要因であります。日本では、2006年の北海道夕張市を最後に、財政が破綻した自治体はありませんが、社会保障費の負担増や過去の投資の返済に苦しむ事情は似通っており、対岸の火事とは言えません。11月9日、アメリカアラバマ州のジェファーソン郡が、自治体の破産処理を定めた連邦破産法第9条の適用を申請しました。負債総額は40億ドル、日本円では3,000億円を超える過去最大になりました。アメリカの郡というのは、州と市町村の間に立った広域自治体であります。ジェファーソン郡の人口は66万人で、日本では政令市人口が最も少ない岡山市の71万人よりやや小さな規模ですが、ジェファーソン郡は下水道処理施設の債務負担を抱え切れなくなったための事情で破産法を適

用しました。

そこで、こういう2011年度垂井町勢要覧資料というのがありますけど、垂井町の予算執行、この年度ですね、その中で歳入の中で町債5億8,800万円を入れてやっておるわけですね。そうすると、例えば民間会社であれば、確定申告で赤字が3年続けば金は貸してくれないんです。町長も民間出身ですから、このような予算執行はおかしいと思うのが当然なんです。だから、一つは垂井町の身の丈に合った財政運営をしていただきたいと。だから来年度の予算は、こういう町債を発行せずに予算執行をしていただきたいというのが私の思いであります。

それから、今、垂井町におかれては、一般会計・特別会計を合わせますと、一般会計で50億円、それから特別会計で60億円の借金があります。今後10年間で垂井町の財政再建に向けてどのような対策をとられるのか、町長にお聞きいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 7番議員の質問にお答えをさせていただきます。

3点ございましたが、私の方からは温泉水についてを答弁させていただきたいと思います。報酬並びに財政運営については、それぞれ人事所管、財政所管から説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、この温泉についてでありますけれども、今まで7番 吉野議員以外にも多くの議員の質問を受けてまいりました。特に吉野議員に関しましては、この2年ほどを見ただけでも、平成21年9月、22年3月、22年9月という形で、この温泉について質問を受けております。温泉スタンド、あるいは温泉の利活用ということについての質問でございましたが、その都度答弁を申し上げておることは、同じ答弁を申し上げておるところでございます。復唱しますが、スタンドについては、あくまで源泉の垂れ流し状態を解決するため、維持するために利用しておるということ。それから、温泉はつぶすのではなくて有効活用したい、利用していきたいが、町が経営主体となって施設をつくり運営することまでは考えていない。現在、既存施設の利用等を、予算組み保留中でございますけれども、町が主体となって温泉施設を利用するというような優先順位は非常に低く考えておると申し上げてきたところでございます。

なお、一般の民間施設等でこの温泉水の利用等を考える場合があれば、大いに積極的に利用をしていきたいということもあわせて申し上げてきたところでございます。

こういった発言すべて、ずうっと一貫して申し上げてきたところでありますが、議員みずからも22年3月議会の発言においては、私の方の解釈としては、温泉施設はつくらないんだ、そういうふうに解釈をしているとみずからおっしゃっておられます。まさにその方向で考えておるところでございますので、よろしく理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 私の方からは、7番議員の町長の報酬、正確には給料でございます。

それから、財政運営について御答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初に町長の報酬でございますが、人事院勧告でございますが、こちらにつきましては一般職を対象に行うものでございまして、一般職といいましても、あくまでも国家公務員でございます。垂井町の給料表をその勧告に準じて改正を行うものでございます。これにつきましては、さきの臨時議会の中でもお話をさせていただいたとおりでございますが、御存じのように町長・副町長の給料並びに議会議員の報酬の改定につきましては、垂井町の特別職報酬等審議会の意見を拝聴しながら条例改正を行って改定をするものでございます。町長の現在の給料につきましては、合併が破綻した後、過去大幅に引き下げた経緯がございまして、現在の給料月額につきましては、県内42の自治体の中、また当町と同程度の人口規模を有する自治体と比較いたしましても、決して高い額ではございません。そうしたことから、現段階におきましては町長の給料の引き下げを行うことにつきましては考えておりませんので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、財政運営でございますが、特に起債、町の借金でございます。悪い表現になるわけでございますが、借金につきましては。この地方債につきましては、過去も数回一般質問等がございまして、答弁をさせていただいております。先ほど議員の御質問の中に、昨年度予算の中に5億8,800万の起債が予算化されておるといったことの御説明がございました。こちらにつきましては臨時財政対策債と言われるものでございまして、いわゆる政府が地方交付税を国の財政難からこういった手法に切りかえまして、償還に当たりましては100%交付税措置のあるものでございまして、こちらの性格といたしましては、通常の起債とは意を異にいたしまして、一般財源に類するものでございます。そういったことで、臨時財政対策債5億8,800万につきましては、そういった観点から御理解をいただきたいと存じます。

さて、議員御指摘の地方債でございますが、当然地方債につきましては、借り入れを行わなければ確かに残高は年々減少してまいります。しかしながら、住民福祉、あるいはサービスの向上のために、公共施設の整備、あるいは土木工事を行う必要が当然出てまいります。これはどこの自治体でも同じことだと思いますが、そういった事業を展開するに当たりましては当然多額の財源が必要となってまいります。こうしたことから、地方債を起すことにつきましては財政運営上の大きな手法の一つでございまして、またこのことにつきましては地方財政法におきましても明確に規定がなされております。特に地方債につきましては、こうした財源に当たります世代間の費用負担の公平化、あるいは一会計年度の多額の支出を複数年へ平準化するという収支の年度間調整、あるいは一般財源の不足を補てんするという機能といえますが役割がございまして、そういったことから、この地方債につきましては、貴重な財源の確保の手段であると認識をしております。

議員の質問の中には財政再建といった言葉が発せられましたが、こういった言葉をお聞きしますと、あたかも垂井町は財政的に逼迫しているようなふうにとらえられるわけでございますが、確かに地方債の残高、厳密には合計いたしますと117億円ほどございますが、9月の定例

会においても報告をさせていただきましたように、財政健全化法によります財政健全化判断比率の実質公債費比率におきましては、平成22年度につきましては13.3%でございます。そういったことから、財政的には健全性を保っているといったことにつきまして報告をさせていただきました。したがって、地方債の償還につきましては、借り入れの際の償還予定に基づきまして粛々と償還をさせていただくこととしておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 2番目の町長の報酬についてですが、これは町長個人としてはどういうふうに見えてくるのかと。下げるか、このまま維持でいいのかと、それだけ聞きたいと思えます。

それから、3番目の財政運営について、僕は削減方法について、10年間のシミュレーションをきちっと、こういうものはこうやって返していきますよという方向づけをしていただきたいと思います。そして、そこら辺はどういうふうに見えてくるのか、お聞かせ願いたいと思えます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 7番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

報酬についてでありますけれども、昨今の経済状況を見たときに、公務員が多額の給料をもらっているという批判は十分に聞くところでありますし、そういった流れにあると思えます。今、経済状況が非常に悪い中でありまして、ある部分そういうとらえ方をされておるところがあると思えます。私自身の給料についても、私自身の思いで言えば、もらっているだけではしっかり働いているつもりでありますし、まさに町長職というのは、日夜休みなし、毎日という形で勤務させておられますので、そのことについて高いか安いかという判断よりは、私は見合った額に対しての職責をしっかりと果たしておられるつもりでありますし、またその自負も持っております。そういう部分で、もし給与を下げる必要があるのであれば、先ほども言いましたように、特別職報酬審議会という形の中で、町長のみにかかわらず、すべての庁内の特別職に関して見直しを図るべきであるというふうに見ております。そういったことで答弁させていただきます。

また、償還についての返済計画ということでございますが、本年度の予算資料28ページ、29ページに計画等がついておりますので、ぜひ御一読をいただきたいと思えます。

議長（広瀬文典君） 3番 安田功君。

〔3番 安田功君登壇〕

3番（安田 功君） 議長より許可をいただきましたので、数点質問させていただきます。

1点目、朝倉の温泉施設についてであります。

せんだって先輩議員からも質問があったところですが、私は特に構想から現在に至るまでに要した費用をすべて合算すると幾らになるかお伺いしたいと思います。

また、今後毎年かかる費用は幾らになるのか、現在のスタンドの利用状況はどれほどかについてお伺いいたします。

2点目、朝倉の体育館についてであります。

朝倉の体育館は、その利用に当たり、20日前まで利用申請を受け付け、その後利用許可が確定する規定になっています。聞くところによりますと、これは特定団体の利用占有を避けるため、また一般利用者への配慮であるとも聞いておりますが、町外の団体にも参加を呼びかけるような大会を催したいといった場合には、せめて2ヵ月前には利用許可をいただきたい。まさに私自身も一般利用者の一人としてそのように考えますが、実際困っておりますので何とかならないものでしょうか、お伺いいたします。

また、たまには利用団体の意見を聞く場を設けて、必要とあれば例規自体の見直しも考えていただければいかかと思いますが、御答弁お願いいたします。

朝倉の体育館については、もう1点御質問させていただきます。

他市町の体育館には観覧席がございます。朝倉体育館にはどうして整備しないのか。先日も、ある近隣市町の体育館でバレーボールの試合を観戦する機会がございました。どうも見なれた朝倉体育館と様子が違ってきます。よく見ると、競技中のフロアに余分な人がいなく、やけにすっきりしています。朝倉では試合中、手回り品やバッグなどをフロアの端に置いておりますが、この体育館ではギャラリー席にまとめて整然と並べてあります。試合に参加しない観戦者のもとより、選手の荷物も競技フロアに置かれていないので、安全に安心して競技に集中できます。ぜひ我が町の体育館にも観覧席を整備すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、朝倉体育館は老朽化も甚だしい状況です。フロアのあちらこちらが傷んで、荷づくりテープなどで補強しているところも見受けられます。施設の全面更新も視野に入れた整備計画の検討を望むところではありますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

次、三つ目の質問でございます。消防団の国籍条項についてであります。

消防団に関して国籍条項はありますか。また、実際外国人は消防団に入れますか。もし入れないとすれば、協働のまちづくりを進める我が垂井町においてボランティアの志を無駄にすることがあってはならないと考えますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

4点目、自転車専用道路の整備についてであります。

交通安全の確保のために、相川河川敷に自転車専用道路を整備してはいかがでしょうか。国道も県道も、垂井町の手前、大垣の外れまでは4車線ですが、垂井まで来ると2車線になります。知らない人が来たら、いよいよこれから滋賀県かなあと、こういうふうに考えるのではないのでしょうか。自動車を利用する立場では拡張が望まれるところではありますが、垂井町独自の道路政策として、自転車の利用を促進してはいかがでしょうか。エネルギー政策、また環境

対策の観点からも、ヨーロッパ先進国などでは自転車専用道路や専用レーンの設置が進んでおります。通勤・通学用に、また健康促進、あるいはレジャー用として、他の市町に先駆けて取り組まれてはいかかかと思いますが、御答弁をお願いいたします。

続いて5点目、水害対策について。

ゲリラ豪雨の際、道路側溝があふれて宅内が浸水する被害があると聞いております。垂井町においてはこの実態を把握しておられるかどうか、具体的な対策が進んでおるかどうかお伺いしたいと思います。

台風はもとより、近年においては局地的な集中豪雨が思いのほか重大な被害をもたらしております。主要な河川の流域においては、堤防の決壊や、住宅や農地の浸水などが起きております。新たな宅地開発や駐車場整備で、身近な町なかにおいても道路側溝よりあふれた水が住宅に浸入する被害が広がっています。早急に実態を把握してハザードマップを更新し、的確に対策を打つべきであると考えますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

続きまして6点目、震災対策についてお伺いいたします。

東海・東南海・南海地震が同時発生した場合の被災人口は、東日本大震災の3倍とも4倍とも言われております。日本の総人口の3分の1が難民となる状況では、各地からの支援も十分望めないと考えますが、対策は進んでおりますかどうかお尋ねします。

東日本大震災の被災者はおよそ1,000万人で、支援する側は1億人、今後30年以内に起きる可能性が大きいとされる東海・東南海・南海地震が同時発生した場合の被災人口は4,000万人にも及ぶとも推計されております。有効な対策を模索すべきと考えますが、いかがでしょうか。

私の質問は以上であります。御答弁をよろしくをお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 私の方からは朝倉の温泉にかかります費用、また毎年発生する費用並びに利用状況、今後についての御質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、構想から現在に至るまでに要した経費は幾らかの質問でございますが、平成8年ごろに開発要望が高まり、平成9年から温泉開発可能性の調査を開始し、平成10年に掘削等を施工しました。そして、平成12年からは温泉の利用を開始しております。また、平成18年には温泉スタンド整備を行い、1回の給湯量は150リットルで利用していただいている状況でもございます。今までに要した費用でございますけれども、総額ですけれども約1億4,100万円であります。

また、今後発生する費用といたしましては、温泉の給湯等に要します電気代でございますが、年間当たり約19万円を見込んでおりますが、給湯量に応じまして変動する場合もございます。

また、温泉スタンドの利用状況でございますけれども、1ヵ月平均の給湯量で、平成19年には3万1,000リットル、20年には2万3,000リットル、平成21年には3万2,000リットル、平成22年は4万6,000リットルで、ことし23年度11月末現在でございますが4万9,000リットルと、

年々利用量は増加傾向であります。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 建設課長補佐 山口哲司君。

〔建設課長補佐 山口哲司君登壇〕

建設課長補佐（山口哲司君） 3番議員の質問の中で、私の方からは朝倉体育館について、自転車専用道路について、水害対策についての質問にお答えをさせていただきます。

使用許可は1ヵ月前でなくもっと早く確定すべきではという御質問でございますが、朝倉体育館の施設及び管理に関する条例及び施行規則の規定に基づきまして、先ほど議員が申しましたとおり、前月の20日までに使用許可申請を町長に提出しなければならないとなっております。しかしながら、私ども申し込みがありました後、速やかに施設の利用調整を行い、許可証を交付しております。なお、申込状況を照会するなど、利用日時及び利用施設が重複しないよう配慮し、できる限り希望日時に使用・利用を行えるよう努めております。予約許可につきましては、利用調整をしております関係から時間がかかっております。また、大きな大会等につきましては仮決定をしておりますので、よろしくお願いいたします。今後、利用者並びに利用団体の意見を聞きながら検討し、さらなる利用拡大について考えてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願い申し上げます。

続きまして、朝倉体育館に観覧席を整備しないかという御質問でございます。

朝倉町民体育館は昭和54年11月に竣工され、軽スポーツやレクリエーション、その他の諸競技の大会会場として毎年約2万3,000人の方が利用されるなど、朝倉運動公園施設の拠点として活用されております。体育館は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨2階建てでございますが、面積約1,500平米、1階1,416平米、2階98平米でございます。主な競技内容といたしましては、バスケットボールにつきましては2面、バレーボール9人制につきましては2面、6人制につきましては3面、バドミントン競技につきましては6面など競技を行うことが可能です。

また、観覧席につきましては、十分な大きさとは言えませんが、体育館の2階に一部設けられております。体育館に観覧席の整備という御意見がございますが、これまで利用者から他市町の施設のように観覧席の施設を求める声をお聞きしておりますが、竣工から30年余の経過をし、構造並びに耐震性の問題があることから、施設整備には至っていない状況でございます。

続きまして、安全確保のために河川敷に自転車専用道路を整備してはどうかの御質問でございますが、道路構造令第39条第1項によると、自転車専用道路の幅員は3メートル以上とされております。やむを得ない場合は2.5メートルに縮小することと定めておりますが、現在、相川河川空間整備事業で相川を整備しておりますが、私ども通常では、歩行者及び自転車の散策路、緊急時には車両通行ができる通路として河川管理者であります大垣土木事務所に幅員3メートルで占用許可をとっているため、自転車専用道路とする場合は歩行者の通行及び緊急時の車両通行にも支障を来すこととなっております。また、自転車と歩行者を分ける専用道路である自転車歩行者専用道路は、幅員4メートル以上とされております。現事業計画の幅員では足

らず、新たに申請の取り直し及び事業費の拡大となります。さらに近年では、交通マナーによる自転車の交通事故等を考えると、十分な検討が必要になってくると思われます。

続きまして、ゲリラ豪雨の際、道路側溝があふれ宅内が冠水する被害があると聞くが実態を把握しているか、具体的な対策は進んでいるかの御質問でございますが、現在、府中地区、垂井地区、綾戸地区、表佐地区において冠水の被害を受けております。府中の清水地区につきましては、毎年冠水の報告があるため、被害箇所の冠水を梅谷川に直接排水するための河川協議を行っております。許可がおり次第、工事に着手する予定でございます。時期といたしましては、来年の完成を目標に進めております。

続きまして、垂井地区御所野交差点付近でございますが、冠水については、今年度、きめ細かな交付金活用事業といたしまして、側溝の排水断面を300から500に変更いたしまして、大きな側溝に入れかえ、工事を進めております。また、宮代地区から御所野交差点に流れ込む雨水を分散させる工事も今年度及び来年度で実施する予定でございます。綾戸地区につきましては、一部事業実施をいたしました。排水方向をさらに調査し、対策を進める予定をしております。その他の地区についても、平成21年3月作成のハザードマップをもとに危険箇所を把握し、被害報告のない地区についても調査し、必要に応じて対策を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 消防主任 吉田守男君。

〔消防主任 吉田守男君登壇〕

消防主任（吉田守男君） 3番議員の御質問の3点目の消防団国籍条項についてお答えをさせていただきます。

垂井町消防団条例第5条、欠格条項に、国籍条項に関する規定はございません。消防団員の身分は、地方公務員法及び消防組織法に規定されております非常勤の特別職地方公務員であります。したがって、消防団員は現行の法令上、消防職員と同等に一定の公権力の行使を行う権限が与えられますことから、日本国籍を持たない者を消防団員に任命することは難しいことではないかと考えております。よろしく御理解を賜りますよう、お願いいたします。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 3番議員の6点目の震災対策について御解答申し上げたいと思います。

御質問につきましては、東日本大震災以上の被害を想定したものでございまして、垂井町として対応できる範囲を超えた外的要因の影響を多分に受けることが考えられます。したがって、今回の東日本大震災を受けて、岐阜県の対応とともに御解答申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3連動型の超広域災害の場合、県域、あるいは市町村域など行政区域を超えた広域避難に備え、避難の調整や避難者の把握方法等についてはまずは整備が必要となってまいります。具体的

には、市町村域を超える広域避難の受け入れや、あるいは送り出しの場合における避難者情報の共有を行えるよう、広域避難マニュアルについて現在岐阜県で整備が進められておりますが、当町でも御指摘のような災害時には積極的にそれらへの参画を考え、あるいは講じていかなければならないと考えておるところでございます。

さて、このたびの震災の教訓から、災害の規模を想定しないことの重要性がよく議論されておりますが、議員お尋ねのような大規模な災害に対しましては、国、県、市町村が一丸となって非常時に対する備え、つまりは日ごろの訓練を積み重ねていくことが肝要ではないかと考えております。自助・共助・公助の果たす役割の比率について6対3対1とよく言われておりますように、初動時におきましては自助・共助の部分が大きな役割を果たすのではないかと考えております。したがって、今後とも防災意識の啓発はもちろんのこと、日ごろの備え及び訓練の方法等につきまして引き続き推進をしまいたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 3番議員の御質問の中で、建設課所管の御質問の中で答弁が一部漏れておりましたので、追加をさせていただきたいと思っております。

体育館のフロア関係の状況とあわせて、この際建てかえというような視野もというような御質問であったかと思っておりますけれども、フロアにつきましては、来年度もスポーツチャンバラのイベントも国体にあわせて行われるということで、継ぎはぎの状態では非常に危険でございます。これは早速今年度において修繕をなしていく予定でありますが、抜本的な体育館の建てかえにつきましては、この朝倉運動公園、昭和49年からただいま現在までおおむね32億2,000万円ほどをかけて整備してきているところでございますけれども、この体育館、昭和54年ということで非常に老朽も進んでいるという実態でございますが、他のもろもろの公共施設も随分と、高度経済成長期に建てられたものが多くございます。そういったものも土俵に上げながら、何をなしていくべきかというようなことで、十分検討をしていかなければならないというふうに考えております。あわせて垂井町はスポーツの町宣言をいたしているところでございますし、十分に今後の行政課題として取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

議長（広瀬文典君） 3番 安田功君。

〔3番 安田功君登壇〕

3番（安田 功君） 議長からお許しを得ましたので、私の方から簡単に二つほど再質問をさせていただきます。

1点目は、朝倉体育館の利用についてでありますけれども、先ほど答弁で、大きな大会については仮決定をすることがあるという御答弁でございましたけれども、大きな大会というのは例えばどういう大会か、再度御答弁を願いたいと思っております。

あと二つ目でございますけれども、震災対策の中で想定されていない被害だという御答弁でございましたけれども、確かに現段階では被災地域、被災面積、被災人口においても推計の域を出ないわけでございますけれども、例えば当垂井町において遠隔地自治体との災害時の相互支援協定など模索されているようなことはないのか、町長に御答弁を願いたいと思います。

以上、2点お願いします。以上です。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 3番議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の体育館に関してですが、大きな大会といえば、当然西濃大会、県大会、また全国レベルの大会という形になろうかと思えます。ただ、大会となりますと募集要項等の関係もございますので、そこら辺は事前に協議をするような体制をとっておりますので、利用実態に合わせてぜひまた御協議をいただきたいというふうに思っております。

それから、震災に関する遠隔地の協定でございます。

震災に関しましては、近隣におきましては当然にいろんな団体と防災協定を結んでおるところでございます。先般もJAさんと結んだところでございますけれども、今回のような広域で被害が起こった場合に、遠隔地との連携というものも必要になってくるのではないかということも震災を受けて考えておるところでございます。ただ、垂井町は日本国内においてはそういった姉妹提携都市というのではないわけで、今後、震災だけに限らず、いろんな交流ということも考えたときに、遠隔地との交流を進めていく必要はあるのではないかなということも考えておるところでございます。ただ、これは具体的にどこという話ではなく、これから出てくる話でありますので、検討としてさせていただきたいと思います。

議長（広瀬文典君） しばらく休憩をいたします。再開は午後1時15分といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時15分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 通告に従いまして、2点お尋ねします。

第1点目、脱ゆとり教育についてであります。

まず、脱ゆとり教育についてお尋ねする前にお断りしておきたいこと、それはこれからお尋ねすることが、詰め込み教育、ゆとり教育、脱ゆとり教育についてにわたるわけではありますが、それぞれの是非とか、それに賛成か反対かというようなことを尋ねるものではなく、今回の学習指導要領の改訂により、今後、脱ゆとり教育が進められることに対する見解と整合性を尋ねるものであります。

教育というのは、その時々時代の背景があり、国是もあり、国の願う姿というものがあるわけで、それに地方が左右されることは当然ではありますが、しかし教育は国家百年の計で位置づけられるもので、今回の改訂は朝令暮改、産業界の、乗りおくれるな、追いつけ追い越せの競争の原理、知識偏重主義による政治的な色合いが強いようにも言われております。

以下続けてまいります。

中山文部科学大臣が学習指導要領の見直しを中教審に要請しました。それを受け、安部晋三首相のもと「教育再生」と称して、ゆとり教育の見直しが着手され始めました。2008年、授業時間を増加させた改訂学習指導要領が告示され、それをマスコミから「脱ゆとり教育」と称されました。

以下続けます。

ゆとり教育と詰め込み教育は表裏一体の関係にあり、どちらにもメリット・デメリットはあると思われませんが、そこでお尋ねする前に、これまでの学校教育の流れについて以下たどってまいります。

校内暴力、いじめ、登校拒否、落ちこぼれなど、学校教育や青少年に係る数々の社会問題を背景に、1996年、平成8年、第15期中教審の第1次答申が発表されました。その答申は、子供たちの生活の現状として、ゆとりのなさ、社会性の不足と倫理観の問題、自立のおくれ、健康・体力の問題と同時に国際性や社会参加、社会貢献の意識が高い積極面を指摘しております。その上で、これからの社会に求められる教育のあり方の基本的な方向として、全人的な生きる力の育成が必要であると結論づけました。そこでゆとり教育への流れになるわけですが、それをたどると1984年、第2次中曽根内閣のもとにできた臨時教育審議会、臨教審が、ゆとり教育の方針に取り組む。1985年から87年にかけて臨教審が「個性重視の原則」「生涯学習体系への移行」「国際化・情報化など変化への対応」などのゆとり教育の基本となる四つの答申をまとめました。1989年、学習指導要領の全部改正。1992年、新学力観教育、第1学年及び第2学年の社会及び理科を廃止して教科「生活」を新設する。9月から第2土曜日が休日に変更される。1995年、4月から第4土曜日も休業となる。1996年、文部省中教審において、ゆとりを重視した学習指導要領を導入しました。1998年から99年、学習指導要領の全部改正。2002年、ゆとり教育の実質的な開始、学習内容及び授業時間数の削減、完全学校週5日制の実施となりました。「総合的な学習の時間」の新設も行いました。絶対評価の導入。

すなわち総合的な学習の時間を取り入れたわけですが、1998年から99年の学習指導要領の改訂により創設された教育課程であり学習時間のことを総合的な学習の時間と言うわけですが、同改訂の生きる力をはぐくむという眼目に沿って新しく設けられました。従来の教科の枠を超えて、児童・生徒がみずから課題を見つけて取り組み、学び、調べ、考え、主体的な思考力、よりよい問題解決能力を培うことを目指す。定められた教科書はなく、学習の内容は各学校が創意工夫して決める。国際理解、児童・生徒の興味・関心に基づく課題が中心となる。小学校は第3学年以上から週3時間程度、中学校では週2時間から4時間程度。具体的内容としては、

地域の環境を考える環境教育、自然体験、観察、実験、調査、発表、討論など各種の体験学習、ボランティア活動などの社会体験、地域の人々や学外の人を講師に招いての交流学习、農業体験、ものづくりなどの生産活動、作業学習、国際理解を促す英語教育、外国語の時間を設けたりコンピューター教室を行ったりしてきました。

2003年、一部学習指導要領が改正されます。2004年、OECD生徒の学習到達度調査、国際数学・理科教科調査の結果が発表され、日本の点数低下が問題となります。2005年、中山文科相が学習指導要領の見直しを中教審に要請しました。2007年、OECD生徒の学習到達度調査の結果が発表され、日本の点数低下がさらに問題となります。安部首相のもと「教育再生」と称して、ゆとり教育の見直しが着手され始めます。2008年、国際数学・理科教科調査の結果が発表され、学力低下の下げどまりが見られるようになり、2010年、OECD生徒の学習到達度調査の結果が発表され、学力が上昇するとあります。

以上でわかるように、ゆとり教育とは、知識重視型の教育方針を詰め込み教育であるとして学習時間と内容を減らし、経験重視型の教育方針をもってゆとりある学校を目指した教育のことであると理解しております。ゆとり教育の目的は、簡単に言えば、生徒の勉強の負担を減らし、その分心の余裕を確保し、より自由な発想をはぐくもうということでした。それは、国際社会で通用し得る真の学力を形成することを目的としています。昭和52年、1977年の学習指導要領の改訂で導入された考え方は、受験戦争と落ちこぼれ対策として、教科内容と授業時間を削減して児童・生徒の負担を軽減し、余った時間を教科の枠に縛られない総合的な学習に充てるということでした。

ゆとり教育とは、個人の学習ペースに合わせて授業を進めること、ゆとりの中で豊かな人間性や生きる力をはぐくむと同時に基本的な内容を確実に定着させ、個性を生かす教育を目指していました。そのため学習内容を必要最小限にとどめ、教室や学校の実態に合わせた授業展開を現場の教師に任せられることになったわけです。個人に特化した教育であります。すなわち知識重視型の教育方針を詰め込み教育であるとして、学習時間と内容を減らし、経験重視型の教育方針をもってゆとりある学校を目指した教育のことであると理解しております。ゆとり教育という考え方は、1970年代以降の詰め込み教育の反省に立って導入された教育理論と思われるます。

2002年、平成14年、戦後7度目の学習指導要領が改訂され、教育内容の厳選、総合的な学習時間の新設により基礎・基本を確実に身につけさせ、みずから学び、みずから考える力などの生きる力の、ここで生きる力が入るわけですがけれども、総合的な学習の時間によって生きる力の育成の実現を目指しとあります。小学校の授業時間数は、6年間で現行より5,367こま、国語、算数・数学、理科、社会、生活の合計授業時間数は3,148こまとして、中学校は3年間の総授業時間数は2,940こまとしました。学習内容の大幅な削減、完全学校週5日制の実施、総合的な学習の時間の新設など、今までに比べて大幅に改訂されたわけです。しかしその後、前述しましたとおり、日本の点数低下が問題となり、中教審にその見直しを要請され、学力低下

の批判が強まりまして社会問題化してきました。このことにより文科省も態度を変えて、学習指導要領は最低基準を示すもので、学校ごとに保護者や児童の状況を視野に置いて、その学校なりの教育課程を編成してほしいというようになったと思われまます。

2007年、文部科学省は、新しい指導要領を「ゆとり」か「詰め込み」かではなく、知識、道徳、体力のバランスのとれた力である、先ほどと同じですが、生きる力をはぐくむ教育として、総合的学習でも生きる力と言っているわけですが、今回の改訂におきましても生きる力をはぐくむ教育として、同じ言葉を使うわけですが、基礎的な知識や技能の習得と、思考力、判断力、表現力の育成を強調しております。

2011年、平成23年、戦後8度目の改訂の学習指導要領により、ゆとりでも詰め込みでもなく、知識、道徳、体力のバランスのとれた力である生きる力の育成を実現することとなり、昭和50年代の改訂以来減り続けてきた授業時間数は、およそ30年ぶりに増加されました。小学校の授業時間数は、6年間で現行よりも278こまふえて5,645こま、中学校では3年間で105こまふえて3,045こまとなりました。前指導要領から開始された総合的な学習の時間の総授業時間は大幅に削減され、主要5教科、また保健体育の総授業時間が増加したわけでありまます。小学校5年生・6年生に外国語活動の時間を創設し、総合的な学習の時間の削減と主要科目の授業時間増加、削減された内容の復活と、伝統や文化に関する教育を充実させたわけでありまます。

2008年、学習指導要領が改訂されて授業時間を増加、これがすなわち脱ゆとり教育とされるものでありまます。それで、小学校は2009年度に一部前倒し、2011年度から完全実施、ゆとり教育よりも278時間増加するとありまます。中学校においては、2009年度に一部前倒しをしまして、2012年度完全実施、ゆとり教育よりも105時間増加とありまます。高校におきましては、2012年度一部前倒しで、2013年度完全実施とありまます。また、小学校で2011年度から使われる教科書、これは全教科、前回の2004年の検定よりも25%、ゆとり全盛期よりも43%のページ数がふえたとも記載してありまます。

そこでお尋ねするわけでございまます。以上の経緯等を踏まえまして、質問の第1点は、今回の学習指導要領改訂案、脱ゆとり教育の基本的な考えとして、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成のバランスを重視、さらに確かな学力を確立するために必要な時間の確保、授業が増加されました。その理念、考え方はわかりまます、これはいろいろ言われまます、結局は詰め込みに戻ったのではないかとされてありまます、それについての御見解を尋ねまます。

二つ目、今回改訂の学習指導要領は、ゆとりでも詰め込みでもなく、知識、道徳、体力のバランスのとれた力である生きる力の育成を実現することとあり、一見ゆとり教育と詰め込み教育の両方のよいところ取りをしたように見えまます、我が町において、垂井町教育ビジョンを読ませてもらってありまます、基本理念と基本目標が掲げてありまます。それはよく理解できまます、改訂前と改訂後、教育現場では具体的に何か変わることをお尋ねするわけでありまます。

三つ目に、脱ゆとり教育は、ゆとり教育の問題を解決するためにつくられたと思われませんが、うまく対応できなければついていけない子供がふえます。そのようなことが懸念されます。校内暴力、いじめ、登校拒否、落ちこぼれなど、これはゆとり教育を取り入れる前の詰め込み教育のときに起きていた問題を、またこの再現ではありませんが、そのようなことが起きるのではないかという心配もあるわけです。特に落ちこぼれ対策は万全でしょうか、それをお尋ねするわけです。

四つ目に、また暗記や暗唱が中心の教育に戻った授業時間をふやしたりする方法では、日本の教育が抱えているいろんな問題、先ほど言いましたような問題もそうですが、受験戦争、就職戦争というものがありますけれども、そういったような問題は解決できないと思われるわけですが、それはどうしたらそういったものを解決できるか、そういったことも含めて、これは町長の御見解をいただきたいと思うんですが。

それと、これまで総合的な学習時間によって基礎・基本を確実に身につけさせ、みずから学び、みずから考える力などの生きる力の育成の実現を目指してきました。このように今まで総合的な学習の時間ではやってきたわけですが、今回も同じように生きる力を目指すのに、その総合的な学習の時間が生きる力の育成の実現のために大幅に削減されるということになったわけです。それは、総合的な学習の時間が十分その役割を果たしていなかったといえればそれまでのことではありますが、しかし教育というものはそのスパンが長いわけで、この総合的な学習についても、今、記憶で違っておればあれですけども、我が地域においても学校ごとの特色を出すというようなことで、補助金もつけさせていただいたり、10万円かどれだけか、記憶が薄れましたが、そういうようなことで非常に奨励しているようなことも思い起こすわけがありますけれども、お尋ねすることは、ちょっと長々言いましたが、今後の総合的な学習時間の位置づけはどのようになるかということです。

その次に、学校週5日制、これも大きな要因ではあるわけですが、これはもう既に取り入れられて実施されていることですから、学校5日制に反対するものでもありませんし、否定するものでもなく、これが定着しているということで、この週5日制のもとで脱ゆとり教育が実施されるわけですが、民間全国調査で、主任教諭・教務主任の不安な点として新聞にも載っておりました。教員の多忙化、教員不足、授業時間の確保、生徒間の学力格差の拡大、その他生徒に関するいろんな問題、それが60%以上というように書いておりましたが、我が町の現状はいかがなものでしょうかということをお尋ねいたします。

第2点目、ごみ減量化についてお尋ねいたします。

我が町の家庭ごみの45%が生ごみと言われております。生ごみの減量化については、今現在は生ごみ処理機器、処理バケツ等で行われております。生ごみの減量化の最終目標値はどれだけか。例えば、10%なのか、20%なのか、50%なのか、100%なのか、そういう一つの目標値のことです。といいますのは、我々大変有意義な視察をしてみました。その視察におきまして、我が町と類似した人口の町において、生ごみの減量化の達成が75%以上だったと思

うんですけれども、達成している町がありました。また、焼却施設を持っていない町があったということです。ということは、減量化の目標値によって政策とか方策が異なると思われるわけです。これは、決して今進められております生ごみ減量化政策について水を差すものではありません、これははっきり申し上げておきますが。ただ、費用対効果等の観点からも、また政策的なことからもこれを確認するものであります。

もう一度整理してお尋ねいたします。

一つ目、生ごみの減量化の最終目標値はどの程度と設定されておられるのか。もし100%を達成するなら、焼却施設は要らないと言えらると思えますし、それに費用をかけることもないということにもなります。

二つ目としまして、リサイクルできるもの、資源物の回収の最終目標値はどの程度か、どのあたりに設定されておられるのか。リサイクルできるもの、その回収が100%近く達成している町を視察したわけですが、その町を思い起こすと、我々は、住民が協力されて1カ所へ皆さんが一生懸命運ばれて達成したかと思ったら、そうではなくて、意外と自治会ごとに回収するという形で100%に達していたということがあります。そういうことで、こういったリサイクル、エコドーム等も含めてそうなんです、これも水を差すわけじゃありません。ただ、物理的とか距離的なことが非常に大きな要因となった場合に、このリサイクル、現在進めておりますけれども回収というのは、最終どのぐらいの目標でおられるかを尋ねるものです。

現在進めておられることによって、ある一定の成果は当然見込まれるとは思いますが、参考で大垣市の方に尋ねたところ、来年度の3月か4月を目標にだったと思うんですけど、プラスチック回収を始められたということで、これはやはり従来のような回収の方法で、それでプラスチックについては、まざってもいいから洗ったような状態で回収をするということで、その回収されたのはどうなるかという、大垣市のクリーンセンターに行って、その隣に建設して完成するということなんです、プラスチックの処理施設と言っていいのか、加工工場と言っていいのか知りませんが、それが完成するということです。すなわちプラスチックだけを対象にしたような施設をつくっているということで、私もちょっと最近びっくりしたんですが、大垣市はそういうことにあまり、焼却、焼却ということで、大きな焼却施設があって、十分焼却できるからという方向でやっておられたと思ったら、プラスチック等については先の先を見たようなやり方をされているということですが、そういうことも含めてどのようなリサイクル、資源の回収の目標を持っておられるかをお尋ねするものです。

それと、あとエコドームについて、これは先ほど言いました。やはり距離感というものもあるわけですが、今、リサイクル体験広場を文化会館でやっておられるんですけれども、本来は建設予定地である岩手でしたか、そちらの北部ですが、その現地のところで体験されると実態とか実情がよくわかってくるんじゃないかということを思うわけですが、そういったことも含めて、このエコドームにつきまして、これについてもどの程度の効率・効果というもの、目標というものを考えておられるのかをお尋ねするわけです。

それともう一つ、北部にもし仮にそういったエコドームができるとなるとしたら、今、北部じゃありませんが、クリーンセンターの敷地内にテントハウスがあるわけです。テントハウスというのを見ましたところ、それなりに利用はされているわけですが、まだかなりの空間がありますので、北部のある意味でのエコドームに該当するようなものとなれば、町内も2カ所になるのかなあということもあります。

以上のようなことをお尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 6番議員の御質問にお答えさせていただきます。

私の方からは御質問の1と2について回答させていただき、3から6につきましては学校教育課長から回答させていただきます。

議員に御指摘いただいておりますように、これまで平成元年の改訂では、社会の変化にみずから対応できる心豊かな人間性の育成を、として新しい学力観を重視いたしました。平成11年の改訂では、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力など、生きる力を重視してまいりました。今回の学習指導要領の改訂の基本的考え方は、知・徳・体のバランス、知識・技能の習得と、考えたり、判断したり、表現する力、また問題を見つけ解決していく力、この学力の三つの、3要素のバランスを重視して進めているととらえております。この改訂の背景には、国全体として見たとき、学力の低下、それから育児に不安や悩みを持つ親の増加や家庭における教育力の低下、学校におけるいじめ・校内暴力等の問題行動、地域社会における教育力の低下とか、地域の安全・安心の確保など、さまざま要因があつてのことととらえております。今回は、教育基本法が改正されまして、生きる力の育成という理念が法律上に規定されて、そのもとの学習指導要領の改訂でございます。

この改訂によって、どのように週当たりの時間数が変わってきているのかということ、少し説明させていただきます。

小学校6年生を例に挙げさせていただきますが、大枠でいきますと、議員御指摘のとおり、総合的な学習の時間を1時間減らし、新たに1時間授業時数を多くする、そのことで外国語の活動の時間を週に1時間、それから教科の授業を1時間ふやすという週の時間になります。これは6年生でいきますとです。具体的な数値を少し述べさせていただきますと、国語で5時間、社会で3時間、算数で5時間、理科で3時間、音楽で1.4時間、図工で1.4時間、家庭科1.6時間、体育2.6時間という状況でございます。道徳とか特別活動は変わりません。さらに低学年では、国語科が従来8時間やっておりましたが、1年生・2年生では9時間勉強しております。中学年では、週ですが7時間勉強しております、少し多くなっております。また、体育でございますが、体力の低下ということが心配されておまして、特に中学年で時間数が多くなっております。このように、知・徳・体のバランスのために標準時数が変更になっております。

生きる力を育成するために、学力面で述べますと、基礎的・基本的な知識・技能をしっかりと

身につけさせるために、教師が教えるべきことはきちんと教えること、それから子供たちのみならず学ぶ意欲を高める、そして先ほど述べました基礎的・基本的な知識・技能をもとにして課題を見つけ、自分で考えたり、判断したり、相手に言葉で表現したり、もので表現したりする学習活動を大切にすることなどの三つのバランスを大切にして教えてまいります。

別の視点ですが、教科書のページ数について御指摘ございましたんですが、従来の教科書は教える学習内容のみで編集されておりました。今年度から小学校で新しい学習指導要領のもとで全面実施しておりますが、使用している教科書は新たに、子供たちが自分の考えを教科書に書き込むページがあったり、家庭で自分一人で計画を立てて勉強できるページも入っている教科書に編集されており、そういう教科書を採用しております。

二つ目の教育ビジョンを作成し、学校現場で何が変わったかについて答えさせていただきます。

この教育ビジョンは、今回の学習指導要領の改訂を踏まえてつくりました。また、やさしさと活気あふれる快適環境都市垂井町を教育の側面からとらえまして、目指す垂井の人間像を、自分で切り開く、ともに生きる、地域に社会貢献するという人間像を考え、その推進をしてきております。垂井町の教育は、一人ひとりがかげがえのない存在であることを踏まえて、人命と人権尊重の精神を基盤にしております。そして、ふるさと垂井の持つ自然や歴史・文化、地域、人の温かさといった垂井のよさをそれぞれの子供たちが実感し、ふるさと垂井の誇りと愛着を持って、そのことをベースにしながら自分に自信を持って志を持つ、将来の夢や目標に向かって粘り強くたくましく歩いていくこと、それからともに生きること、自己の能力や個性を発揮し、地域づくりに貢献することが重要だと考えて推進しております。

具体的に、それぞれの各園・学校で取り組んでいただいていることを三つ話をさせていただきます。

一つは、一人ひとり、園児・児童・生徒が持っているよさや、よりよく伸びたいと考えて行動した行為や、その子の変化をとらえて認めることです。これは教職員、児童・生徒同士、それから保護者から伝えることで、一人ひとりの子供たちが自信を持って、自己肯定感がはぐまれると考えております。

二つ目は、基本的な生活習慣を身につけ、社会の規範意識を高め、相手を思いやる心をさらに高めていくことです。本年度は、例えば地域ぐるみの道徳教育におきまして、町内の共通実践項目として三つ掲げております。自転車でのヘルメットの着用、登下校時の地域の方へのあいさつ、町内の祭りや清掃活動へ積極的に参加する、この三つでございます。ぜひとも児童・生徒を見られましたら、ヘルメットをかぶっていいよ、あいさつが気持ちいい、気をつけて行ってねというような声をかけていただければありがたいということを思っております。

また、本年度7月には、垂井の子育てについて作成を校長会等と一緒にいたしまして、各保護者の方に配布をしたところがございますが、これも活用していただければありがたいと思います。それは、内容としまして、早寝・早起き・朝御飯と散歩や読み聞かせをしたらどうでし

ようかとか、しっかり褒めてきちんとしかる、それから読み書き計算は自分で繰り返し繰り返しやりましょう、そして次の日の勉強の準備はしましょうというような8点でございますが、ぜひ活用していただければありがたいと思っております。

三つ目は、学校でどの子にもわかるできる授業に努めてまいっているところでございます。基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着として、例えば、御承知のように小学校1・2年生、中学校1年生におきましては35人学級を進めておりますし、それから算数科・数学科を中心として習熟度に応じた少人数指導も取り入れております。また、学校によっては、わからない言葉は自分で辞書を調べて行うことなども進めてきているところでございます。このことにつきまして親子での対話をする一つのきっかけになればということで働きかけておりますことが、「親子で勉強してみませんか」という依頼もしているところでございます。例えば、先ほど申しましたように、わからない言葉はすぐ聞くのではなくて、自分で辞書を調べるとか、ニュースで出てきた県名や国名を地図で確かめたり、その県や国のことを話題にするというようなことなどでございます。また、休みの日には親子で運動をしてなれ親しむ、そういうことをしていただければありがたいということでございます。

以上のように、学校教育、家庭教育、社会全体で子供たちの健やかな成長を願い、やさしさと活気あふれる快適環境都市垂井町の実現、それから目指す垂井の人間像の実現のために取り組んでいきたいと思っております。御支援、御援助をお願いいたします。

3番以降につきましては、課長にかわらせていただきます。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 乾豊君。

〔学校教育課長 乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾 豊君） それでは、6番議員の御質問の3番目と4番目についてでございます。

3番目の校内暴力、いじめ、登校拒否、落ちこぼれなど、特に落ちこぼれの対策は万全かというのと、日本の教育の抱えている諸問題、どうしたら解決できるかというようなことについての御質問でございますが、お答えをしたいと思います。

さきに述べましたように、学校では基礎的・基本的な知識、あるいは技能の確実な定着につきまして、町内すべての学校が共通して実践をしております。まず指導方法を工夫し、全員がわかる、できる喜びを実感するよう授業の改善を図っております。また、だれもが安心して自分の教えや思いを表現できる学習集団になるように指導してまいっております。さらに、学力向上検討委員会において、各学校の実践を持ち寄り、子供たちの定着度を見届け、実践を共有しながら子供たちに確かな学力が身につくよう指導の改善を図っております。また、休み時間や放課後、中には夏休み中に、わかるとかできるまで個別に指導を行っていただいている学校もでございます。さらに、1時間に10人以上教師が子供のよさを授業中に認めたり、あるいは帰りの会で教師や子供同士が互いにいいところを認め合ったりしております。また、地域の方々からも、子供たちのよさを認めていただいております。さらに、各学期ごとに教職員と児童・

生徒が評価しながら、わかる、できるようになった、安心して自分の考えや思いを表現できる学習集団になったか、自分のよいところが多くなってきたかなどを評価しながら達成度を確かめて、自分がかげがえのない存在であるということを感じ、自分に自信を持つことができる自己肯定感の育成に努めておるところでございます。また、各学校の教育相談体制を充実させまして、月1回の悩みアンケートを実施したり、個別の相談もしております。また、教育委員会といたしましても、いじめ及び不登校対策委員会も年3回実施をいたしまして、各校の実践を共有し、取り組みについて充実を図っております。

以上のことから、議員御指摘のとおり、どの子にもわかる、できる喜びを味わうことができる授業改善に努めてまいります。さらに、いじめや不登校の未然防止、また学校復帰に向けた取り組みを今後ともより一層充実してまいりたいと考えております。

五つ目の今後の総合的な学習時間の位置づけについてでございますけれども、これにつきましては、小学校の中学年においては週に1時間、高学年においては週に約1時間削減されておりました。中学校においては1年生が週に約1.4時間、2年・3年生が週に2時間となっております。今後の総合的な学習の時間の位置づけにつきましては、まず異なる講師や施設の訪問を行っております。小・中学生が保育園や幼稚園を訪問したり、あるいは各施設を訪問したりしております。また、小学校においては、垂井の祭りばやし、各小学校区の太鼓や踊り、古墳・国府調べ等のふるさとの体験、あるいは竹中半兵衛の人物調べ等、ふるさと垂井の伝統や文化を地域の方から学ぶことや、中学校においては職場体験や施設訪問、平和学習等を通して、自分の生き方を考えることを位置づけております。また、保護者や地域の皆さん、商工業者の皆さんに御協力をいただきながら、垂井町のよさを表現する商品をつくることを通した実践もあります。

以上のように、子供たちが探究的な学習を通して、どうしたら垂井町のよさを伝えることができるか、どのように垂井町の伝統・文化を継承していくといいか、これからは私たちはどのように生きていったらいいのかなど、子供たちがふるさと垂井に愛着と誇りを持つ教育活動として位置づけたいと考えております。

六つ目の学校のスリム化ということでございますけれども、お答えをしたいと思います。

この4月に小・中学校長会と教育委員会といたしまして、子供たちと先生と一緒に遊んだり、あるいは話したりをするために、教職員の負担軽減、学校のスリム化を掲げて推進をしております。具体的には、背面掲示のあります学級の歩みは最小限にとどめるとか、あるいは週に1回は全員が定時に帰るなど、子供たちのためにやるべきことを精査し、優先順位を考えまして職務の効率化を図り、スリム化の充実に努めてまいります。

いずれにいたしましても、子供たちは日本の、いや垂井町の宝でございます。今後とも、かけがえのない子供たち一人ひとりの健やかな成長を願い、議員を初め地域の皆さんの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 6番議員の第2点目の御質問のごみの減量化についてお答えをいたします。

第1点目の生ごみの減量化の最終目標値はどれだけかにつきましては、昨年度実施しました家庭ごみの組成分析では、重量比で約45%が生ごみという結果であり、ごみの減量化には生ごみの処理をいかに行うかが重要であると考えております。町では平成16年度から生ごみ処理機設置補助金を創設し、生ごみの減量化に努めているところではあります。今年度、生ごみ処理バケツによる減量化を推進するため、3回の生ごみ処理バケツ講習会を開催しているところでございます。しかしながら、生ごみ処理バケツは、ぼかしにより1次発酵まで行いますが、2次発酵は別に行わなければならないために、場所的な問題や手間等でなかなか浸透できないのが現状であり、引き続き講習会等を開催する中でこれの普及に努めていきたいと考えております。

また、生ごみについても、他のごみと分別され、ごみステーションでの回収を実施できれば、現在よりは相当減量化できるものと思われませんが、これの回収・運搬、処理する場所や施設等をどうするのが問題となってきます。他の先進自治体を見ましても、これらの業務は、民間の施設を利用しながら業者委託で行っているところが多い現状でもあります。こうしたことから、これらの問題がクリアされ、さらにごみ減量に対する住民意識が高まってくれば、生ごみの減量化は進むものと思われま。

減量化目標値により方策も変わってくるのではないかとということでもありますけれども、減量化の特効薬といったものはなく、今、町でできることを検討しながら、それを具体化していくことといったことで、いろんな手法を取り入れながら、さらなる減量に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

第2点目のリサイクルできるもの、資源物の回収の目標値はどれだけかにつきましては、現在、PTA・子ども会等による資源物回収や、各地区公民館、リサイクル体験広場での持ち込みによる資源物回収を行っておりますが、県のリサイクル率約23%に比較いたしまして垂井町は低い位置にございます。こういったことから、この県のリサイクル率を上回るように努めていきたいと考えているところでございます。

また、大垣市でのプラスチックの回収についてのお話でしたが、まだ当方の方では存じ上げておりませんので、大垣市の方に確認していきたく思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第3点目のエコドームについてでございますが、最初にエコドームの建設予定地で今行っている文化会館でのリサイクル体験広場を行ってはどうかというお話でしたが、現地につきましては、昨年度、荒造成を行ったところであり、そんなような状態であり、今、文化会館で行っておるリサイクル体験広場を実施できるまでの敷地の整備がされてお

し、月1回の文化会館の開催が定着しつつある中で、現行で実施していった方がよいと考えますので、体験広場については今までどおりの方法で行っていきたいと考えております。

また、クリーンセンターのテントハウスを利用して同時に進めることはということにつきましては、現在、エコパークについては設計の段階でございます。来年以降において岩手地区にエコドームを建設していく予定でございますが、これの管理運営など、これからまだまだ詰めていかなければならない問題は多くあります。そういったことで、今お話がありましたように、クリーンセンターのテントハウスと同時に進めることにつきましてはちょっと困難かと思われるので、エコドームがある程度軌道に乗った状態になってくれば、その後検討することも可能かと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の御質問の中で、脱ゆとり教育の4番目で、詰め込み教育に戻ったときに、かつての教育の諸問題、校内暴力、いじめ、登校拒否、落ちこぼれ、あるいは受験戦争、それに続く就職戦争に対応できないんじゃないか、どうしたら解決できるんだという見解を求めるという件を町長の方に振られましたので、私の方からもそういった思いを少し述べさせていただけたらというふうに思います。

観点が少し広がるかもしれませんが、まず前段として、今、議員が提言されておることは、中央教育審議会でも十分論議されてきておる部分で、これをこの町議会の場で国の方針まで云々ということにはなかなか難しい部分があるんじゃないかというふうに思います。

そしてもう1点は、知識重視型の教育イコール詰め込み教育なのかという部分を私は思います。ゆとり教育の中で教育時間等を減らす、あるいは総合学習をつくるというような中で、教科内容等を随分乱暴に減らしていったところもあると思います。例えば、円周率を3で計算させるとか、そういったことを考えたときに、やはりこれは将来的に子供が論理的に考える部分では役に立たないだろうということのもとに立ち返って、知識重視という部分がもう一回出てきたんじゃないか。だから、揺り戻しではなくて、さらに進めるという形での対応ではないかなあと私は思います。そういった中で、先ほど教育長からもありましたけれども、垂井町においては、ふるさとを愛する気持ち、帰属意識を持つ、垂井町の住民であってよかったと、そういう子供たちをたくさんつくっていきたいということでもあります。

今回の論議の中で、私は家庭教育というのが一つ論点として抜けている部分があるんじゃないかなあと。子供たちが健やかに育っていく部分で、地域・学校・家庭ということがよく言われます。PTA等でよく言われる話ですが、今まさに多くの問題を抱えているのは家庭教育の部分に大きな問題がたくさんあるんじゃないかなあ、ここにどうメスを入れていくかということになると思いますけれども、これは一朝一夕でする問題ではないと思います。それぞれが、地域もかかわり合いながら、PTAももっともっと積極的に動きながらというような形で、す

ぐに結論が出る話ではないと思います。ただ、議員もおっしゃいましたが、教育というものは効果において非常に時間がかかると。それであるのなら、今の子供たちが少しでも垂井町に愛着を持ち、ふるさと垂井に帰属意識を持ち、垂井を愛してくれる、そういった子供、そして道徳観・倫理観のしっかりした子供たちをつくっていくことが、垂井町の10年後、20年後をしっかりと支えてくれる子供たちをつくることになっていく。その子供たちが親になり子供を育てるときに、今の教育問題は少しでも改善をされていくのではないかなあというふうに思っております。教育に係る時間、非常に膨大なものがありますし、手間暇かかると思います。でもそれを惜しむのではなく、積極的に展開していくことが大事かというふうに思います。議員も恐らく思いは同じかと思いますが、そこら辺をぜひ御理解いただいて、今の学校教育問題、あるいは地域が抱える教育問題等に積極的にかかわっていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 教育長さんからいろいろと御答弁いただきました。理解をよくできましたというか、これからの問題も多くあるかと思えます。

それと、先ほどの住民課長さんからの御答弁の中で、本来は、やはりある程度の数値というか、数値目標とかいうものをお聞きしたかったんですが、非常に大変なことが多いというか難しい問題が多いということで具体的には言われなかったんですけども、これも改めて別の場でまたお尋ねしていきたいと思えます。

今、町長さんからもいろいろとお聞きしました。それで、円周率の3のお話をされまして、改訂するとき「3.14」というのを「3」にしようじゃないかというような話が出て、そんなふうにしたら大変だというようなことで、そこまで落としちゃってはということで学力低下問題が出たと思うんですけども、私の思うのは、3.14何とか何とかという、じゅげむじゅげむじゃありませんけれども、長く長く覚える、それは月にロケットを飛ばすような方たちが覚えたら素晴らしいと思うんですけども、普通一般常識社会で生きていく場合には3でも、円をかくときに、円周か円の面積を求めるのにはさほど問題ではないんじゃないかというような観点でいくと、私のお願したいことというのは、3.14、3.1415、どれもこれもいいんでしょうけれども、3であっても間違いではないよ、誤っていないよというような教育をお願いしたいというふうに思っております。

それと、私、今ふっと思いつきで言うんじゃありませんが、落ちこぼれ教育と言いますけれども、人間だから落ちることはあると思うんですけど、こぼれさせない教育をお願いいたしまして、また議長さんから言われるかもしれませんが、これは要望として終わります、質問ということではなく。終わります。

議長（広瀬文典君） 次に行きます。

4番 角田寛君。

〔 4 番 角田寛君登壇 〕

4 番（角田 寛君） ただいま議長のお許しがありましたので、通告に従いまして、ぎふ清流国体の取り組み状況について御質問させていただきます。

国民体育大会、国体は、昭和21年、戦後の荒廃した中で、スポーツを復興させ、青少年に希望と喜びを与えるとともに、人々に活気を取り戻させるため始まりました。そして、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力向上を図り、あわせて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに国民生活を明るく豊かにするという趣旨で、各都道府県持ち回りで毎年開催されるに至っております。

いよいよ来年 9 月 29 日、ぎふ清流国体が始まります。垂井町では 9 月 30 日から 10 月 3 日までの 4 日間、朝倉運動公園の野球場で開催されることになっております。開催まで 1 年を切りまして、野球場の施設及び周辺施設の改修・整備が本番に向けて着々と進んでおることと思います。私も先般、事前調査ということで、不破郡の軟式野球連盟の方から要請されまして、10 月 3 日から 5 日にかけて山口国体の軟式野球会場を視察させていただく機会を得ました。また、町の方からも、町長さんを初め行政の関係各課、関係団体等、10 月 4 日・5 日と軟式野球の会場を視察されております。

本町におきまして 6 月 30 日、ぎふ清流国体垂井町実行委員会の総会が開催されまして、その中で国民体育大会垂井町開催推進総合計画が決議されたところでございます。ぎふ清流国体の成功に向け、2 万 9,000 人の町民の総力を結集し、簡素な中にも心のこもった本町にふさわしい魅力と活気あふれる大会を目指すとしております。また、専門委員会規程により、総務・企画、競技運営、広報、町民運動、歓迎・接伴など、基本計画が示されたところであります。垂井町は、スポーツの町宣言をしております。まさに国体開催は一大イベントだというふうに思っております。

そこでまず町長に、山口国体を視察されての所感、またこのぎふ清流国体に向けての思いをお伺いしたいと思います。

また、基本計画に基づいたこれまでの施設整備、さらに現在の垂井駅や公共施設などでの周知活動についての進捗状況についてもお伺いいたします。

また、私、山口国体を視察しまして、大変多くのボランティアの方々を見かけました。競技運営のスタッフはもちろんのこと、観光・文化・産業の紹介コーナー、またおもてなしコーナー、ドリンクコーナーなどで、接待・案内業務の活動、あるいは清掃活動など、大変多くの方々がボランティア活動で協力しておみえでした。他の市町村ではボランティア活動の募集が始まっていると聞いておりますが、本町での今後のボランティア活動の方々の募集をどのように進められているのか、伺います。

また、山口国体でも見られたわけですが、会場内には各小・中学校の応援メッセージの書かれたのぼり旗が見られ、また観客席には多くの小・中学校の生徒さんの熱心な応援を目の当たりにいたしました。大変選手の皆さんにとっても心温まるエールだというふうに思いま

す。半世紀に一度の国体であります。こうした機会にスポーツに親しみ、またいろんな人々に出会うことは教育の一環として大変重要なことと思いますし、国体に参加したというよい思い出にもなると思います。特に、山口国体でもありましたけれども、平日の日であればなかなか一般の観客は少ないと思います。会場の応援ムード、歓迎ムードを盛り上げるためにも、ぜひ小・中学生の観戦をお願いしたいと思いますし、こうした本町の取り組みについて応援態勢等計画があればお伺いしたいと思います。

また、観戦者の中には体の不自由な方もお見えになります。現状では野球場のバリアフリーというのは大変困難かと思われまますが、こうした体の不自由な方々の観戦席の確保、また案内、補助などの対応についてもお伺いしたいと思います。

現状、特に1塁側・3塁側の観客席の常設ネットが約80センチ程度と大変低い状態です。応援の方々にファールボールの打球が当たるような危険性もあると思われまます。安全確保の面でも大変心配されるところです。したがって、観客席の防球ネットの設置など、今後の対応についても伺います。

また、最後になりますけれども、選手、監督を初め大会関係者及び観覧者を温かくお迎えするため、医療救護体制、非常時の消防・防災体制に万全を期して、関係各課、関係団体とも緊密な連携をとっていただき、町民総参加のもとで、それぞれの立場で国体の機運を高めていただくよう取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 4番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

清流国体に向けての思い、それから山口国体を視察しての思いというものをお尋ねでございます。

まず、ぎふ清流国体に向けてでありますけれども、昭和40年に開催され、2巡目の国体ということでもあります。今から振り返ってみますと、ちょうど私10歳、小学校5年生のときでありまして、花とかをつくって会場に持っていった覚えがございます。そういった形でかかわったという思い出が鮮明に残っておりますし、時代的には前年に東京オリンピックが開催され、新幹線も開通しと、まさに日本国じゅうが大いに沸き上がる状況の中での国体開催であったというふうに思います。

今回2巡目の国体に関していえば、今、時代が少し沈んでおるような状況の中での開催ということもあって、施設整備等もある程度進んでいるところがございますので、どちらかというところと施設整備よりも地域をどうまとめていくか、地域のつながりをどうつくっていくかということに重きを置かれる国体になるのではないかなというふうに私は思っております。そういった部分で、おもてなしという言葉がございましたけれども、地域を挙げてしっかりと出場者に接していく態勢、あるいは子供たちが国体というものにかかわった思い出を将来の大事な財産にできる、そういうようなかかわり方が必要ではないかなあということを思っております。

このことは、もう一つの山口国体を視察した思いとも重なる部分があるんですが、今回、10月4日、5日と、山口県美祢市と山口市、準決勝の会場と決勝の会場二つ見させていただきました。美祢市では、小学生が1塁側・3塁側に陣取りまして応援合戦をしていた、また議員からもお話がありました、のぼり旗にそれぞれの思いを託して歓迎のメッセージを書いていた、そこら辺が非常に印象に残ったところであります。また、決勝の山口球場においては、雨で、順延はできないということで、時間をずらして開催するというので、子供たちも時間に合わせてローテーションが組んであったようで、最終的に高校生がユニークな応援合戦を繰り広げるといような形で盛り上げておった。いずれにしても、地元の子供たち、青少年たちのかかわりによって大きく盛り上げられていたという印象を強く持って帰ってまいりました。

今回の視察には北中学校の先生にも同行させていただきました。当然にやはり子供たちが積極的にかかわれる場というものをつくっていく必要があると思います。そのことは、先ほども言いましたように、子供たちが将来において、岐阜国体にかかわったんだという強い思いをつくっていくこと、これがやはり一つの思い出づくり、郷土づくりにつながっていくものではないかなというふうに思っておりますので、積極的な対応を考えていきたいと思っております。

岐阜国体、今回、朝倉の野球場という形になりますけれども、前は弓道の会場ということで開会式等もあったわけですが、今回は開会式がないということで、それなりの催し物の仕方というものも考えていかなければならないと思いますが、そこら辺はしっかりとまた競技の対応というものを皆さんで協議しながら、議員おっしゃいましたように、来ていただいた選手の方にしっかりとしたおもてなしをしていきたいというふうに思います。

おもてなしという部分でいいますと、先ごろ府中地区にお住まいの女性の方たちが、手づくりのミナモちゃんと、ツバキの編み込みといいますか、をたくさん寄附していただきました。まさに手づくりで、来場された選手の方々にぜひお渡しをいただきたい、垂井町のツバキですという形でお渡しをいただきたいと。そこら辺でまた子供たちが直接渡すと、また一つのいい思い出づくりにもなっていくんではないかなというようなことも考えております。そういった形で、本当に地域の方々も積極的に協力といいますか支援をしていただける方もたくさん出てまいりました。これからそういった芽をどんどん伸ばしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 建設課長補佐 山口哲司君。

〔建設課長補佐 山口哲司君登壇〕

建設課長補佐（山口哲司君） 4番議員の質問の中で、私の方から野球場の施設整備についての質問にお答えをさせていただきます。

野球場の施設整備につきましては、中央競技団体及び県競技団体からの指摘事項に基づき町競技施設整備計画を策定し、平成21年度から外野芝生の布設、バックスクリーンの新設、スコアボード及び照明施設の改修、また今年度におきましては便益施設の改修などを行っております。来年度国体開催に向け施設整備を行っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 生涯学習課長 多賀清隆君。

〔生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 4番議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、ぎふ清流国体の周知活動についてお尋ねであります。

国体のPR活動につきましては、さきに関催いたしましたふれあい垂井ピアには、大変多くの町民の方に参加をしていただきました。オープニングでは、たるいチャレンジクラブLet'sのミナモキャラバン隊によるミナモダンスにより開幕し、次のダンスフェスティバルにおいても子供から大人の方々によるミナモダンスを披露していただきました。引き続き、ぎふ清流大会のキャラバン隊によるPRをしていただいたところでもあります。このミナモダンスにつきましては、2年前から各小学校において体育の時間等で取り組んでいただいております。今ではどの子もミナモダンスができるようになったと伺っております。ことしも各小学校の運動会でミナモダンスを披露されたと聞いております。また、たるいチャレンジクラブにおいては、私どもの依頼により、前年度に引き続き各地区の町民体育祭においてミナモダンス、ミナモ体操を紹介していただいているところでもあります。

次に、のぼり旗につきましては、ミナモと一緒に半兵衛の図柄が入ったのぼり旗を100枚作成し、各公共施設に配置をしているところでもあります。このほか垂井町独自のミナモ・半兵衛の図柄をかたどったバッジを1,000個作成したところでもあります。また、9月29日付の岐阜新聞に、ぎふ清流国体垂井町PRとして、ミナモ・半兵衛キャラクターを掲載したところでもあります。

次に、ぎふ清流国体に伴います看板についてであります。前年度において各地区公民館入り口にぎふ清流国体看板を設置しました。今年度は9月末までに町内各所に設置したところでもあります。具体的には、役場北側に横断幕1張り、朝倉町民体育館内に懸垂幕1張り、文化会館南側に横断幕1張り、国道21号線沿いの表佐地内に看板1カ所、ナブテスコ北側に看板1カ所、垂井駅自由通路南北に横断幕、階段南北にシール張り、消防署に懸垂幕1張り、相川水防工に横断幕1張り、岐阜関ヶ原線岩手地内に看板1カ所、県道赤坂垂井線平尾地内に看板1カ所、以上13カ所に横断幕及び懸垂幕を設けたところでもあります。また、巡回バス「すこやか号」2台にマグネットシート各2枚を添付し、PRに努めているところでもあります。

次に、2点目の質問、ボランティアの募集についてであります。運営ボランティアを2月に募集をかけてまいりたいと思っております。主なボランティアの業務内容につきましては、会場案内や清掃及び飲み物等の配布などを担当していただくことを検討しているところでございます。

次に、3点目の質問の小学生と国体との関係ですが、各都道府県への応援メッセージ入りののぼり旗につきましては、各小・中学校へ47都道府県別のメッセージが入ったのぼり旗の作成をお願いしているところでもあります。関連としまして、各小・中学校には花飾りについて及び

野球の応援態勢について、また中学生の手づくりによる手ぬぐいの販売コーナーをそれぞれ依頼しているところであります。

次に、4点目の質問であります観戦者、特に身障者への対応と安全の確保について、施設整備についてのお尋ねがありました。

まず初めに、身障者の方で、車いすを利用し観戦していただく方に対してのバリアフリー化につきましては、野球場の1塁側及び3塁側の応援席入り口に仮設のアプローチを設置していきたいと思っております。

また、ファールボールに対する措置につきましては、11月に町軟式野球協会と打合せ会を開催したところでございますが、打合せ会の中でファールボール球が応援席に直撃した場合、現在の防球ネットでは低いのではないかと御指摘を受けていますので、これの対策につきましては、仮設による防球ネットのかさ上げを検討しているところであります。よろしく御理解をお願いいたします。

最後に、ぎふ清流国体開催に向けて今後の主な取り組みにつきましては、1月14日に中日ドラゴンズの選手をお迎えし、軟式野球教室を開催してまいります。また、5月には、ぎふ清流国体垂井町実行委員会常任委員会及び第3回の総会の開催を予定しております。6月30日には、競技運営を主体にリハーサル大会を予定しているところであります。

また、私どもの所管施設でありますタリイピアセンターにおいては、現在、昭和40年に開催いたしました岐阜国体の様子を写した写真の展示をしているところでありますが、7月に国体開催記念「垂井とスポーツ」をテーマに、夏のミニ企画展を計画しております。また、文化会館事業であります文化講演会につきましては、9月ごろにスポーツ関係者を、できれば野球関係者をお招きし、スポーツ講演会の開催を企画しているところであります。

以上、町民の皆様と一緒に来町されます方々を温かく迎えられよう努めてまいりたいと思っております。

最後に、町民の皆様方、また各議員の御支援、御協力をお願いし、答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） 議長のお許しをいただきましたので、再質問をさせていただきます。

ただいま町長からは国体に向けての思い出、あるいは今後に向けての熱い思いを聞くことができまして、ありがとうございました。また、関係各課の方からは今の進捗状況を詳しく御説明がありまして、まことにありがとうございます。

そこで、今後のこうした事業の推進、それから各課との調整、実行委員会での推進ということで、大変事務量がふえるのではないかということを懸念するわけでございます。現在、国体推進室も実務者2名という配属で、通常業務をこなしながら国体推進の事務に当たっておられます。今後、先ほども生涯学習課長さんの方からも御説明がありましたけれども、いろいろな

各種団体との連携、あるいは各課との調整等がふえてくるかと思えます。やはり専任で、国体事業のスムーズな推進に向けて組織の強化、あるいは充実を図っていく必要があるかと思えます。この点について町長の御所見をお伺いして、再質問とさせていただきたいと思えます。よろしく願います。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 4番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今後の事務量増加に対応できるのかという御心配かというふうに思いますが、現在、推進室に2名を充て、それぞれ対応しておるところでありますし、また先ほど生涯学習の方からもお話がありましたように、実行委員会等も動かしていくわけであります。そういった中でいろんな形で手伝っていただくということもあります。今の事務量でしっかりとこなしていけるように生涯学習全体としてもまた対応していかなければいけませんし、当然に全庁挙げて対応しなければならない部分というのは、また全庁を挙げて対応していくことになろうと思えますので、現状の体制の中で何とかこれを推進していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

議長（広瀬文典君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、女性の視点からの防災対策についてお伺いいたします。

東日本大震災から9ヵ月が過ぎました。被災地では本格的な復旧・復興が急がれる一方、全国各地では今回の震災の教訓を踏まえ、既存の防災対策を見直す動きが活発化しております。我が国の災害対策の根幹をなす防災基本計画には、2005年に女性の参画・男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性の参加が明記されました。しかし、今回の東日本大震災でも、例えば着がえる場所がない、授乳スペースがないなどの声を耳にしました。また、女性用衛生品や化粧品、乳児のおむつなど支援物資の不足も目立ち、災害時における女性の視点の大切さが改めて浮き彫りになりました。

そこで、防災行政総点検という意味で、我が町での防災対策状況を7項目にわたって確認させていただきたいと思えます。

まず1点目として、女性の意見をふだんから防災対策にしっかりと反映できるようにすべきではないか。地方防災会議への女性委員の積極登用、防災部局と男女共同参画局との連携強化、その他女性の意見を地域防災計画に反映させる取り組み。

2点目、避難所運営に女性、または女性職員を配置するように事前に決めておくべきではないか。

3点目、災害時の後方支援や高齢者宅訪問等できめ細やかな支援を実現するため、女性消防

団員を積極的に登用すべきではないか。

4点目、避難所運営訓練、HUG等を取り入れ、地域と連携した災害時要援護者の参加を含む防災訓練を実施すべきではないか。

5点目、災害時の緊急物資の中に、女性や子供、高齢者、障がい者に配慮した物資が備蓄されているのか。

6点目、被災者支援システムを活用し、災害時要援護者リストを作成・活用すべきではないか。

7点目、防災教育を充実させ、災害時の地域の窓口となる各小学校に防災担当職員を配置すべきではないか。

以上の7項目についてお尋ねいたします。

続きまして、第2点目に国民健康保険についてお尋ねいたします。

平成13年4月の健康保険法の改正で、健康保険証が世帯で1枚の交付から被保険者1人につき1枚のカード式の保険証として交付できるようになり、岐阜県では平成19年7月に初めて高山市で実施されました。現在岐阜県では5割以上の自治体で実施されており、今や一般化されつつあります。カード化の利点として、家族一人ひとりが、それぞれの病院に行く場合や、仕事や旅行に行くときなど便利になることや、遠隔地の申請の必要がなくなるなど、大きなメリットがあります。今や時代に即応した対応という意味で、垂井町もカード化の実施をお考えになってはと思いますが、町長の御答弁をお伺いいたします。

また、退職者医療制度に該当される方の保険証や高齢受給者証も兼ねることはできないのかお答えください。

さらに、この保険証の有効期限についてお聞きいたします。

垂井町では有効期限が4月1日から3月31日の1年間となっておりますが、東京都の有効期限は制度発足時の昭和36年ごろから2年更新となっており、大阪府下では茨木市が平成18年10月から有効期限を2年とされました。国民健康保険の加入者の大半は、何十年も加入されております。にもかかわらず1年ごとに更新するのは、無駄な手間と郵送料などの経費がかかり過ぎると考えます。この有効期限の延長についてどのようにお考えか、お聞かせください。

3点目に移ります。不育症治療の助成についてお伺いいたします。

私が不育症を知ったきっかけは、数年前ある町民の方から不育症を知っていますかと聞かれたことでした。私は、初めて聞くその言葉に、どのような病気が想像もつきませんでした。不妊症のことかなあと思いましたが、内容を聞いて違うことに驚きました。その方自身が不育症で、子供は欲しいが、不育治療の多くが健康保険の適用外のため、数十万円から100万円ぐらいかかることに不安を抱えているということでした。改めて、不育症とは妊娠しない不妊症とは異なり、妊娠は成立するが、流産や死産を繰り返してしまう病気のことを言います。厚生労働省研究班による実態調査の結果、16人に1人の割合で不育症であることがわかっています。しかし、原因を突きとめることで適切な治療ができ、元気な赤ちゃんを出産できる病気でもあ

ります。不育症の原因は人によって異なりますが、適正な検査と治療によって85%の患者さんが出産にたどり着くことができると言われております。不育症の原因の大半は、自然現象として一定割合で発生する胎児の染色体異常と、それ以外は免疫異常で、胎盤などに血栓ができやすい抗リン脂質抗体症候群、あるいは夫婦、もしくは一方の染色体異常、あるいは子宮の形の異常の三つがあり、診断には血液検査や夫婦の染色体検査、子宮奇形などの検査が必要となり、検査を網羅的に行う場合、健康保険の適用外となるため、自己負担額が15万円前後に上るケースもあります。治療費も保険適用されず、胎盤などの血栓治療に効果があると言われていたヘパリン注射の治療費は月10万円程度かかると言われております。不育症患者は多額な負担を強いられております。そこで今こそ、少子化対策と若い夫婦の負担軽減のために助成制度の創設を提案いたします。既に岡山県真庭市では、昨年4月より公費助成制度がスタートしております。1人目の出産に限り30万円を上限として助成するものであります。また、岐阜県では高山市が検討されているとお聞きいたしました。不育症と知らずに苦しんでいる人も多いと言われております。

そこで町長にお尋ねいたします。

まず、不育症治療に助成制度の創設を切に提案いたします。

次に、流産された方の中には、不育症のことを知らない方も多く、不育症を周知徹底させるすべをお願いしたいと思い、いかがでしょうか。

以上、3点について御所見をお伺いいたします。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 2番議員の第1点目の女性の視点からの防災対策について、私どもの方から御解答を申し上げます。7点ほどございますので、順を追って御解答を申し上げます。

第1点目の女性の意見を反映した防災対策の推進につきましてでございます。

現在の垂井町防災会議の委員は、すべて男性でございます。地域防災のよりどころとなる地域防災計画の策定及び推進についても、特に弊害はないという見解でございましたが、議員御指摘のとおり、東日本大震災におきまして被災者の方から、特に避難所生活を行う上で、女性特有の問題について配慮する必要があると認識を新たにいたしましたところでございます。来年度は、東日本大震災の教訓を踏まえまして、岐阜県においても東海、あるいは東南海、南海の3連動地震被害想定調査が実施されます。そうした中、垂井町地域防災計画も大幅に改定する必要があると予想される重要な年でございます。したがって、女性委員の登用により、より実用性の高い防災対策が講じられるよう検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、続きまして2点目でございます。

避難所運営に女性、または女性職員を配置するよう事前に決めることにつきましては、大規

模な災害が発生し、避難所生活を余儀なくされるような状況では、垂井町職員も被災する可能性がございます。避難所開設、被災状況確認、あるいは被災人員の救助など、限られた人員で行っていく必要がございます。避難所ごとにあらかじめ人員を配置することは全体の業務遂行に支障を来す可能性も出てまいります。そこで、女性の視点で避難所運営を行っていくため、岐阜県の避難所運営ガイドラインに倣いまして、一つには専用更衣室の確保、それから二つ目には洗濯場の専用スペースの確保、あるいは三つ目には専用トイレの確保、それから4点目には女性担当者による物資の配布、それから五つ目には専用相談窓口の設置など、これらについて配慮ができるような体制整備を事前に整えながら、職員はだれであっても避難所運営の任務に当たれるようにしていく必要があると認識をしておりますので、そういったようなことによるしくをお願いいたします。

続きまして、3点目の女性消防団員の積極登用についてでございます。

当町では、御存じのとおり女性防火クラブを組織しております。有事の際の炊き出し等の後方支援や、あるいは初期消火の訓練、それから防火・防災意識の啓発等、実に地域に根差した活動を日ごろから展開していただいております。御提言の女性消防団員の登用は、この女性防火クラブが担っていただいているものといった認識を持っております。先週でございますが、県議会定例会の記事が載っておりました。消防団の維持対策についての記事でございます。県の当局の回答では、地域で応援する機運を高めることが必要だと。応援する仕組みづくりを検討していくといったような内容でございました。垂井町も同様でございます。引き続き今後とも消防団員の確保を初め、防火クラブ員に対しましても引き続きの地域で応援する仕組み、それから継続をお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして4点目でございます。避難所運営訓練、HUGを取り入れた地域と連携した防災訓練の実施についてでございます。

当町では、地域住民を対象とした地域防災力の強化を目的として、毎年恒例になっておりますが垂井町の防災訓練、あるいは自主防災組織リーダー研修会の実施、要望に応じての出前講座、それからまた自主防災組織の資機材の購入補助等を通して自主防災組織の育成にも取り組んでおるところでございます。今年度は大々的に、主に三つの自主防災組織が、大規模災害発生を想定して、みずからの地域が主体となった防災訓練を実施されております。このように徐々にではございますが、地域の防災意識も高まりつつある状況でございます。しかしながら、垂井町の防災訓練、また地域での自主的に行われております防災訓練は、いずれも災害発生時の初動態勢に重点を置いたものでございます。中・長期的に避難生活を余儀なくされるような想定はしてございません。避難所運営に関しましては、現在町内に48カ所の公共施設を指定避難所としておりますが、有事の際の開設方法や、あるいは人員配置の方法などについては、残念ながらまだ具体的な取り組みは行っておりません。そういった状況でございます。まずは避難所運営マニュアルの策定を行い、避難所運営訓練を実施し、また実践を積み重ねていくことが今後大変重要であると思っております。

また、議員が御提案のHUGにつきましては、図上訓練と考えますが、事前に危険を予測できることと同時に、避難経路、あるいは避難場所、即応性ある避難準備の徹底、あるいは地域住民、関係機関においてどのような対策や連携が必要かなどの検討、そして参加者の間で共有することが可能となるなど、大変有益なものと認識をいたしております。今後の訓練の一つとして検討させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

それから、続きまして五つ目でございますが、災害時の緊急物資の中に、女性や子供、高齢者、あるいは障がい者に配慮した物資の備蓄についてのお尋ねでございます。

現在、町内の4カ所に生活備蓄品防災倉庫を設置しております。子供用では、哺乳瓶、おむつ、それからおしりふき、高齢者用では大人用の紙おむつ、障がい者用では車いす、女性用では生理用品、それから簡易トイレ等を備蓄しておるところでございます。また、生活用品につきましても、圧縮タオル、それからドライシャンプー、下着セットなどを備蓄しております。災害の規模によりまして必要数が変動することから、大規模災害発生時に不足する可能性もございます。よく自治体と民間事業者との協定が全国の公共団体で展開されておりますように、それらはいずれも応急対策活動に関するさまざまな援助が受けられるだけでなく、平常時の物資備蓄に係る金銭的成本も抑制することが大きなメリットとして考えられておるわけでございます。特に非常食、あるいは飲料水などの消費期限を有する物資の提供を受けることは、コスト削減に非常に効果が大きいとも言われております。さきの常任委員会でも御報告申し上げましたが、直近では西美濃農業協同組合と災害発生の際の物資の供給、あるいは情報共有することなどについて応援協定を締結いたしました。いわゆる公助以外による対策も、こういったようなことで講じておるところでございます。いずれにいたしましても、国を初め他の都道府県、他の市町村からの救援物資も含めて、効率的に避難者への配布のできるような受援体制も構築していく必要がございますので、あわせて御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

それから、6点目でございます。被災者支援システムを活用して、災害時要援護者リストを作成・活用すべきという点につきましてでございます。

被災者支援システムの活用状況につきましては、さきの9月定例会でも御解答を申し上げ、現在運用可能な状況にございますが、住民基本台帳との連動を構築してまいりたいということで業務効率の向上を目指しております。いましばらく調整に時間がかかる状況にございますので、御理解を賜りたいと思います。したがって、災害時の要援護者支援体制につきましては、担当所管課にて要援護者に関する全体計画、それから個別計画の策定を予定しております。来年度から要援護者のリストも整備される運びとなっておりますので、あわせて御理解賜りたいと思います。

それから、最後になりますが、防災教育を充実させ、災害時の地域の窓口となる各小・中学校に防災担当職員を配置したらどうかという御指摘でございます。

防災を担当する所管といたしましては、小・中学校の要請に応じまして防災に関する出前講

座等も実施をしておるところでございます。そこで御提言の内容は、避難所となった小・中学校へ防災担当職員を優先的に配置してはどうかという趣旨だと思いますが、大規模な災害が発生したときは、まず複数の避難所の開設が想定されます。発災後には迅速に避難所を開設する必要が次に出てまいります。それがためには、担当職員を配置する必要が当然に考えられるわけございまして、避難所の収容規模に応じては、あらかじめ担当職員の数を検討していく必要もございまして、ただし、避難所ごとに事前に職員を割り振っておいても、災害時の被害状況によっては迅速な避難所開設ができない可能性もあることから、行政、あるいは施設管理者、あるいは地域住民が協力して初動態勢を確立する必要がございまして、また加えて、避難所の運営につきましては24時間対応が求められることも想定されます。したがって、避難所担当職員の交代要員の確保も含めて、その時々場面ごとの、臨機応変と申しましうか、講じていく必要も出てまいりますので、そういったことで何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、回答とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 2番議員の第2点目の御質問の国民健康保険についてお答えをいたします。

第1点目のカード式被保険者証の交付についてでございますが、平成13年4月に健康保険法が改正され、国民健康保険につきましても、被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成すると規定されました。本件につきましては、当町においても国民健康保険被保険者証の個人証、カード化に向け検討しているところであります。

仮に個人証にした場合のメリットとしましては、議員お話のように、被保険者証が1世帯1枚から1人1枚になることで、個々の被保険者が自分の被保険者証を携帯できるようになりますので、いつでも医療機関に通院することができるなど被保険者の利便性の向上が期待できますし、あわせて学生を初めとした遠隔地の申請も省くことができます。

しかし、一方でデメリットとしましては、現行の世帯証から個人証に移行することで、必然的にコストの増加が見込まれます。例えば台紙、カードの枚数を見ますと、個人証への移行で現行の4倍程度の増加が予想されます。毎年度の一斉更新はもちろんのこと、その他日常窓口業務におきましても、現行であれば、ある一世帯が国民健康保険に加入される場合、1枚の世帯証で済んでいたものが、その世帯に複数の加入者がいる場合は複数、人数分の個人証を作成することになります。さらに、これは国民健康保険への加入時だけではなく、転入・転居など住所変更、その他世帯主変更等の際にも同じことが言えます。これらを試算しますと、現行と比較しましてかなり高額な費用が必要になることが推測されます。また、被保険者側においても、1人1枚の個人証になることで管理面等のデメリットも予想されます。あわせて国民健康保険制度につきましては、将来的に県広域化の運用が開始される見込みでもあり、そのあたり

の具体的な方向性を見きわめながら取り組んでいきたいと考えております。

いずれにいたしましても、個人証の問題につきましては、既に町としても検討を進めておりまして、あわせて国民健康保険法の施行規則では、改正後の規定にかかわらず、当分の間、従前の世帯証の様式による国民健康保険被保険者証を交付することができるかとされておりまして、現行の方式を活用しつつ、近隣自治体の実施状況や動向も注視していきたいと考えております。

また、退職被保険者等の被保険者証につきましても、個人証を導入する際には同様に個人証にしていく考えでございますが、高齢受給者証につきましては現行の方式により行いたいと考えております。

続きまして、第2点目の被保険者証の有効期限のお尋ねでございますが、現在、年度ごとに毎年度一斉更新をしております。これは、国民健康保険法の施行規則で、市町村は期日を定め、被保険者証の更新をすることができるかと規定されておりまして、当町では国民健康保険税の滞納者に対します適正な収納対策の趣旨も含めまして被保険者証の更新に関する規則を定め、この規則の中で1年ごとの更新を定めているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 私からは、2番議員の御質問の3番目でございます不育症治療の助成についてお答えをさせていただきます。

厚生労働省研究班によりますと、2回連続して流産・死産を繰り返しますと不育症と診断され、2%から5%の女性が不育症に悩んでいると言われております。この不育症の原因には、議員申されましたとおり、さまざまな要因がございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、検査と治療によって85%もの不育症患者が出産にたどり着くことが明らかとなっております。不育症の検査と治療につきましては、医療保険が適用されるものもありますが、多くは医療保険の適用外となっており、時には40万円を超えることもあり、不育症で悩まれている方の経済的負担が重いことは十分承知しております。また、この不育症治療に対する助成であります、県内では実施している市町村はございませんが、全国的には和歌山県と13市町で制度を実施している状況でございます。本町におきましては、県や市町村の動向も見きわめながら今後どのような対応をしていくのか検証してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、不育症治療の助成についての答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 御答弁、大変ありがとうございます。

女性の視点からの防災対策についてであります。前向きな御答弁、本当にありがとうございました。女性は地域に人脈を築き、地域のことをよく知っています。介護や子育てといった具体的な経験を通じて、子供や高齢者、生活者の視点を持っています。こうした女性たちが災害時の担い手として、その力が発揮できるような仕組みが必要であり、女性の視点を防災に生かすことが災害弱者を守ることになるとの思いで、積極的に防災行政へ女性登用をお願いしたいと思っております。

また、災害が発生した場合、避難所に自治体職員が派遣されることとなります。円滑なコミュニケーションを図るためにも、HUGを使った防災訓練は地域の防災力の強化につながるということで、ぜひHUGの体験を学校職員の方をも含めて取り入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

最後に不育症についてですが、不妊治療と違いまして、医師も含めて認知度が低い上に保険診療適用外で高額な検査費用と治療費を必要とするために、出産をあきらめるケースも少なくないと聞いております。そこで、妊娠に関する悩みを聞いたり医療機関の紹介などを行う専門の電話相談窓口などの開設が必要ではないかと思っておりますが、その点について再質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 2番議員の再質問、第4点目のHUG訓練をぜひとも取り入れてほしいというお尋ねでございます。

先ほども申し上げましたが、そのHUGの効用につきましては、十分有効なものだという御解答を申し上げました。検討していくということでの御解答をさせていただいたわけですが、これに似たような訓練にDIGという訓練があるわけでございます。それは、どこが違うかといいますと、基本的には図上訓練なんです。メニューがどうも違いまして、避難所の運営についてはHUG、DIGは、先ほども少し触れさせていただきましたが、地域の危険箇所、あるいは避難経路を図上で地域の人が訓練をするといった内容でございます。したがって、垂井町はまだそちらの訓練を取り入れておりません。両方とも大切な訓練だという認識はしておりますが、それらの訓練を、避難所へ行く前に、当然ながら避難の手前の訓練もやる必要があるということを考えておりますので、そういったことも総合的に勘案しながら導入の時期は考えてまいりますので、そういったことで御理解を賜りたいと思っております。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 2番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、相談窓口を設けてはどうかということでございますけれども、相談窓口につきましては、現在、全国的には佐賀県、群馬県、静岡県、栃木県、それと神奈川県、それと和歌山県でございますが、この七つの県、あるいは市で相談窓口を設けているということ

を確認しております。しかしながら、町でこの相談窓口を設置するというにつきましては、専門的な知識を有した者を置かないと非常に難しいことでございますので、ただいま岐阜県でも不妊治療の方で窓口が設置されております。ですから、不育症とか不妊症ではなくて、妊娠にかかわる相談も受けてくれると思っておりますので、当面はそちらの県の機関を使っただくということが可能かと思われまます。今後、そういうことにつきましても、県の方と十分調整しながら私ども進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 乾豊君。

〔学校教育課長 乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾 豊君） 2番議員の再質問にお答えしたいと思います。

学校職員につきましてはの配備につきましては、今後、校長会等も含めまして検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後3時13分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 木 村 千 秋

会議録署名議員 丹 羽 豊 次